

法務省ホームページ ▶ 総合職試験ページ

https://www.moj.go.jp/jinji/shomu/kanbou_jinji03a.html



法務省総合職職員採用公式アカウント

X (旧Twitter)

https://twitter.com/MOJ_SOUGOUSYOKU



法務省総合職職員採用

facebook

<https://www.facebook.com/法務省総合職職員採用-567227020014680/>



問合せ先 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房人事課企画第三係
03-3580-4111 (代表)

この国の当たり前を、より良い明日につなぐ

法務省

MINISTRY OF JUSTICE

総合職入省案内
2025



CONTENTS

法務省からのメッセージ……………P2	ワークライフバランス……………P31
民事局・人権擁護局・訟務局……………P3	職員の育成・支援……………P33
矯正局……………P7	待遇・福利厚生制度……………P34
保護局……………P15	1年目職員の紹介……………P35
施設課……………P21	Q & A・採用実績……………P36
総合職のキャリアステップ……………P23	
出向先で活躍する職員……………P27	
海外で活躍する職員……………P29	



【 MESSAGE 】

この国の当たり前を、一緒に守りませんか。

法務省の採用パンフレットをご覧ください、ありがとうございます。

「人のために働きたい」
法務省は、そのような志を持つ皆さんが活躍できる場所です。

なぜなら法務省は、すべての人の権利が当たり前のよう守られる社会を目指して、「人」に向き合い、「人」に寄り添うことをその仕事の中心とする組織だからです。

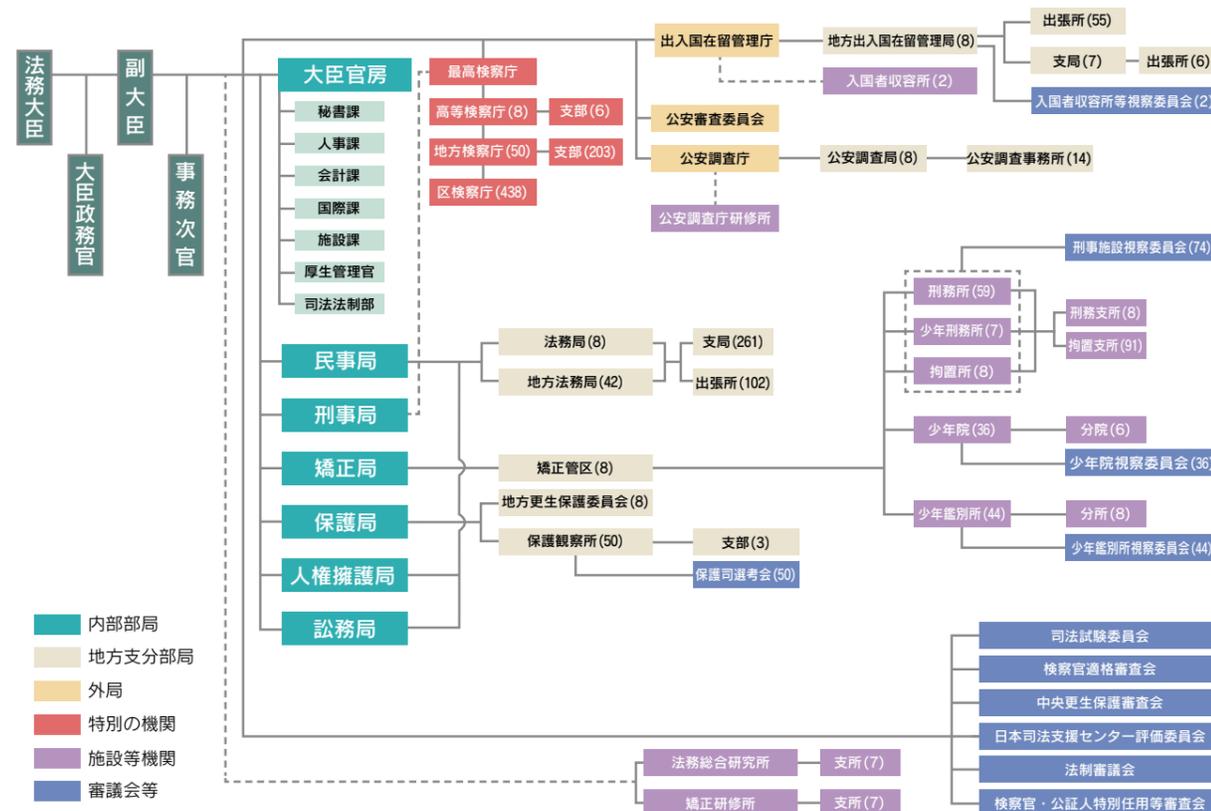
皆さんが生きるこの社会には、今この瞬間にも、
 当たり前の権利が侵されている人
 傷つき、不安を抱きながら過ごしている人
 あるいは
 過ちを反省し、立ち直りたいと努力している人
 がいます。

そうした一人一人に向き合い、寄り添いながら、誰もが安全・安心に暮らすことができる公正・公平な社会を実現するために、真に必要なことを見極め、実行していくこと。
これが私たち法務省職員の使命です。

激動する社会情勢の中で、この国の「当たり前」を守り、より良い形で次の世代につないでいくことは、決して容易なことではありません。
しかし、法務省だからこそ、できることがあります。

多様なバックグラウンドや個性、柔軟な思考、公正さや公平さを重んじる姿勢、そして、この社会で共に生きる人たちの権利や生活、当たり前の日常を守りたいという気持ちを持った、新しい仲間を心からお待ちしています。

ORGANIZATION



民事局 人権擁護局 訟務局


 Civil Affairs Bureau
 Human Rights Bureau
 Litigation Bureau
 MINISTRY OF JUSTICE



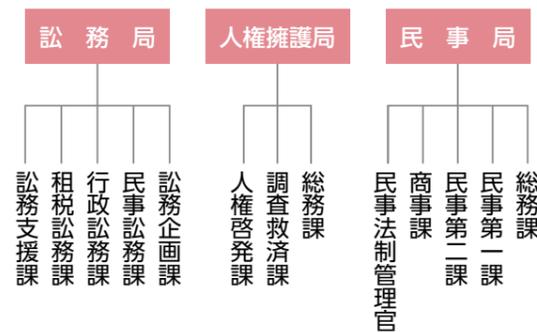
国民の基本的な 権利の実現のために

民事局は、登記、戸籍、国籍等に関する事務や民事基本法制の整備を行っています。

登記事務では、重要な財産である土地等の不動産や、経済活動の中心的役割を担う会社・法人等の情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、取引の安全と円滑を図っています。戸籍事務では、戸籍が親族関係及び日本国籍を公証する唯一の制度であるため、全国統一的に処理されるよう、市区町村に対し、助言等を行っています。国籍事務では、外国人が日本国籍を取得するための帰化事務等を行っています。民事基本法制の整備では、社会・経済情勢の変化などに伴い、民法等の民事基本法の果たす役割が、より一層重要となるため、多くの立法課題に力を入れて取り組んでいます。

人権擁護局は、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指して、人権擁護に関する事務を行っています。具体的には、人権に関する様々な相談や、人権が侵害された場合の調査救済などの活動を行い、身近に起こる人権に関する問題を解決に導く取組を行うとともに、国民に広く人権尊重思想を理解してもらうための啓発活動を行っています。

訟務局は、国を当事者とする民事訴訟、行政訴訟等の訴訟を進行しています。訟務局の役割は、個別の国民と国との間の訴訟において、国の立場から法と証拠に基づいた主張立証を適切に行うことです。これによって、個人の権利・利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られています。また、これまでの訴訟対応等によって得た知見を各行政機関に提供する予防司法支援制度など、政府全体の予防司法機能を更に強化する取組を行っています。



人権啓発活動



法廷の風景（模擬法廷）

Motto

人事を尽くして
天命を待つ

Profile.

石井 博之

Ishii Hiroyuki

法務省訟務局訟務企画課
訟務調査室長
(平成4年入省・法律)

平成4年4月 法務省民事局第三課（現民事第二課）
 平成29年4月 新潟地方法務局会計課長
 令和元年4月 富山地方法務局総務課長
 令和2年4月 法務総合研究所総務企画部首席研修専門官
 令和3年4月 厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護
 対策室企画官
 令和5年4月 現職



社会の変革の中で役割を担う法務行政に貢献する。

民事局は、登記、戸籍、国籍、供託など国民の権利と財産を守ることを目的とした制度である民事行政事務、さらに、民法、会社法及び民事訴訟法など民事基本法令の制定、改廃に関する事務を、訟務局は、国を当事者とする国家賠償訴訟、行政訴訟などの訴訟事務を、人権擁護局は、人権相談、人権侵害事件の調査救済、様々な人権啓発活動等を、それぞれ本省部局として所管しています。

私自身は、大学では、債権法ゼミに所属し、その活動を通じて、発生した法的な問題に対し、法令、判例、学説の考え方に基つき、論理的にその根拠を積み上げて一つの結論を導くという過程に面白さを感じました。そして、このような法的な問題を解決するための論理的な思考過程を実務の中で経験したいと考え、民事局（民事局・訟務局・人権擁護局）での採用を志望しました。

採用後は、民事局、訟務局などの関係部局及び地方機関である法務局に配属されたほか、他府省に出向することもありました。社会の変革に対応するため、法令の改廃、システムの整備、通達類の発出という形で制度の改正に携わる機会も多かったように思います。制度の改正を行う場合には、制度が置かれた情勢を正しく把握するのみならず、現行制度の経緯や趣旨の精査、他の制度との整合性や円滑な運用の確保など様々な観点での検討が必要となるほか、検討案の幹部への説明や関係各所との調整などが必要となります。その過程では苦勞する場面も多かったのですが、携った制度の改正が無事施行に至った時には、大きなやりがいを感じたのを覚えています。

現在配属されている訟務局訟務企画課訟務調査室は、国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案を所掌しており、具体的には、訟務組

織の職員に対する研修の企画・実施、訟務事務に関する各種システムの整備、訟務事務に関する各種規定の制定・改廃などを行っています。今後は、令和4年に公布された民事裁判手続のデジタル化等を内容とする民事訴訟法の一部改正等に対し、訟務局として、適時適切に取組を進めていく必要があると認識しているところです。

民事局（民事局・訟務局・人権擁護局）では、社会の変革の中で、果たすべき役割を担うために、様々な取組を絶え間なく行っています。採用された場合には、配属された様々な部署において、このような取組に携わる機会を得ることになるとは思いますが、皆さんの力により、法務行政がよりよく役割を担うことができ、あわせて、その経験が皆さんの成長にもつながることを期待しています。



Profile.

植月 結可 Uetsuki Yuika

法務省民事局商事課
商事企画調整官
(平成21年入省・法律)

- 平成21年4月 法務省大臣官房訟務部門（現訟務局）民事訟務課
- 平成22年4月 東京法務局府中支局
- 平成24年4月 法務省人権擁護局人権啓発課
- 平成29年4月 法務省民事局民事第二課係長
- 令和3年4月 法務省民事局総務課法務専門官
- 令和6年4月 現職

社会の基盤を作る

法務省は、社会の基盤となるさまざまな制度を所管しています。こうした制度の企画立案に携われることが、法務省で働く最大の魅力であると感じています。

高齢化やデジタル化など、社会の状況は大きく変わっていきますので、法務省の制度についても、絶えず見直ししていく必要があります。

これまで、私は、所有者不明土地等対策や公正証書のデジタル化などに携わってきましたが、大きな変革の場に立ち会うことができ、自分の視野が広がりましたし、自分が携わった法改正が実現し、それに基づき社会が動いていくことは、ほかの何物にも代えがたい貴重な経験となりました。

また、既存の制度の見直しだけでなく、社会のニーズに合わせて、新しい制度をゼロから作ることもあります。私が今担当しているのは、法務局で遺言書を保管するという、令和2年に創設された新しい制度ですが、より多くの方に安心して使っていただける制度となるよう心がけながら、日々の業務に取り組んでいます。

一緒に働く上司や同僚、後輩も、誠実に仕事に取り組む人が多く、働く環境にも恵まれていると感じています。これからも、よりよい社会の一助となれるよう、邁進していきたいと思っています。



初めての業務への向き合い方

成年後見制度を御存知でしょうか。判断能力が不十分な方を保護するための制度ですが、私が現在担当しているのは、この制度に係る登記に関する事務です。

成年後見登記制度は人の判断能力に関する情報を扱っており、特定の人に後見人等が「いないこと」を証明する、いわゆる「ないこと証明」を交付している点も特徴です。他の登記制度とは異なる部分も多く、システム整備や予算関係の業務等も含め初めてのことで、日々奮闘しているところです。

こんなとき思い出すのは、他省庁での経験です。文化庁（文部科学省の外局）への出向時は自分ができることがあるのかと不安でしたが、同庁所管法令上の登記の取扱いについて現場での経験や法令等の知識が役に立ったり、国に対する訴訟を何件も提起されて法務省・法務局と共に出席したり、法務省内の様々な部署で関わってきた方々にお力添えいただいたり、思わぬところでこれまでの業務経験やつながりに助けていただきました。

知らなかった業務も誠実に対応していればちゃんと知っている業務になり、それが自分の力になります。まだまだ知らないことばかりですが、どんどん挑戦し、吸収していきたいと思いつつ職務に励んでいます。

【戸籍制度マスコットキャラクター「コセキツネ」】

民事第一課では、戸籍制度も所管しています。令和7年5月には戸籍に氏名の振り仮名を記載する取組も始まりますので、コセキツネと一緒に周知・広報を頑張っています。



Profile.

高林 沙誉 Takabayashi Sayo

法務省民事局民事第一課後見登録係長兼
戸籍指導第二係長
(平成30年入省・法律)

- 平成30年4月 法務省民事局商事課
- 平成31年4月 東京法務局港出張所
- 令和2年4月 法務省訟務局訟務支援課
- 令和3年4月 法務省大臣官房人事課
- 令和4年4月 文化庁宗務課係長
- 令和6年4月 現職

令和6年4月 現職

法務局は、法務省の地方組織の一つとして、国民の財産や身分関係を保護する登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管の民事行政事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的な人権を守る人権擁護事務を行っています。

また、法務局の組織は、全国を8つのブロックに分け、各ブロックを受け持つ機関として「法務局」（8局）があり、この法務局の下に、概ね府県を単位とする地域を受け持つ「地方法務局」（42局）が置かれています。

さらに全国の法務局及び地方法務局には、支局・出張所が置かれています。

法務局、地方法務局及び支局では、登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、訟務、人権擁護の事務を行っており、出張所では主に登記の事務を行っています。



Profile.

渡邊 英介 Watanabe Eisuke

札幌法務局人権擁護部長
(平成9年入省・行政)

- 平成9年4月 法務省民事局第五課（現民事第一課）
- 平成21年4月 法務省民事局民事第一課法務専門官
- 平成31年4月 東京法務局民事行政電子認証管理官
- 令和4年4月 法務省民事局民事第一課上席補佐官
- 令和5年4月 静岡地方法務局次長
- 令和6年4月 現職

ベストな対応を模索して

法務局の人権擁護部では、調査救済活動と人権啓発活動を行っています。そのうち調査救済活動は、いじめを受けたなど、人権を侵害されたという人からの申出を受け、人権侵害事件として調査・対応するものです。

紛争の解決手段として裁判があるにもかかわらず、法務局が人権侵害に対応しているのはなぜなのか。それは、裁判より、簡易迅速に対応することで解決できることがあるからではないか。そのため、調査救済活動では、簡易迅速という点に重きを置いて対応していますが、何がベストな対応なのかということについて、悩むことも少なくありません。他方、直接的な解決に至り、感謝されることもありますし、話を聞いてもらっただけで気持ちがすっきりしたという方も多数います。このように一人一人の声に直接触れ、問題の解決に資することができるのが現場の特徴であり、やりがいです。

調査救済活動もそうですが、これまで複数の関係者がいる場合の調整に関わってきて思うのは、正解は一つではないのではないか、それぞれの立場からの正解があるのではないかということです。そのため、施策の立案や対応方針の決定に当たっては関係者の考えや現状を的確に把握することがまずは重要です。この点で、国民と直接接する法務局での勤務経験は、施策の企画立案を行う本省勤務においても、必ず役立つと思います。



広い視野で、寄り添って

法務局の業務は多岐に渡りますが、私は不動産登記部門で筆界特定という業務を担当しています。

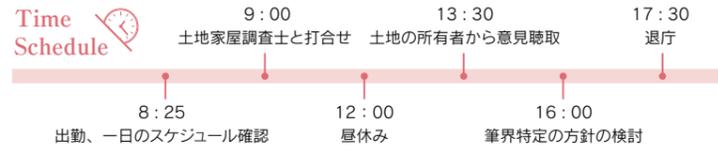
これは、土地の筆界について、お隣の方と意見が違って土地の利活用ができない場合などに、法務局が考える筆界の位置を示す制度です。

筆界は、古くは明治期の地租改正にて形成されていますので、その頃から現在に至るまでの変遷をたどる必要があり、土地の歴史を探索するということをしています。

本省は、現状を見据え、将来の変化を予測し、政策を企画立案することが重要な役割ですが、地方機関で勤務して思うのは、過去からの積み重ねの上に今があり、未来につながっていくものだということです。

また、本省と地方機関の違いについて、例えば広報でいうと、本省では、全国規模で幅広く伝えるための方策を検討しますが、地方機関では、地域の特性や窓口に来られる方のニーズに合わせて対応する必要があり、それぞれの難しさややりがいがあります。

本省と地方機関が、それぞれの役割を全うしてこそよりよい制度運用へとつながりますし、国民の皆様とつながる地方機関があることが法務省の魅力の一つだと思いますので、少しでも興味を持っていただけると嬉しいです。



Profile.

多賀井 満理 Tagai Mari

東京法務局民事行政部
不動産登記部門統括登記官
(平成17年入省・法律)

- 平成17年4月 法務省大臣官房訟務部門（現訟務局）租税訟務課
- 平成21年4月 文化庁文化部宗務課係長
- 平成23年4月 法務省民事局民事第二課係長
- 平成29年4月 法務省大臣官房人事課法務専門官
- 令和3年4月 法務省人権擁護局総務課補佐官
- 令和6年4月 現職



矯正局



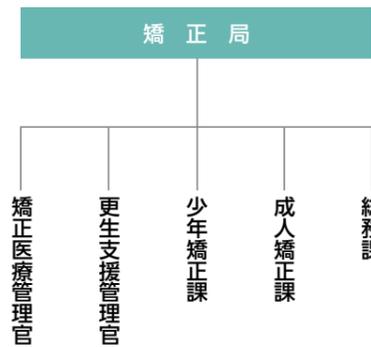
地域社会とともに開かれた矯正へ

矯正局は、日本全国に約300庁ある刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設を指導、監督しています。全国に矯正職員は、約24,000人おり、国民が安心して暮らせるように国家の治安維持に対して重要な役割を果たしています。

矯正局では、再犯・再非行防止を実現するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、受刑者に対する改善指導とともに、就労・修学支援及び福祉の支援に取り組んでいます。

また、少年院法及び少年鑑別所法に基づき、少年院においては、在院者に対する矯正教育の充実・強化を図るとともに、就労・修学支援及び福祉的支援の着実な推進に取り組んでおり、少年鑑別所においては、鑑別・観護処遇の充実に加え、非行や犯罪の防止のため心理相談等を行う地域援助活動の推進に力を入れています。

さらに、平成28年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととなりました。これまで以上に地方公共団体、民間団体等と連携し、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も地域社会において安定した生活を送ることができるよう、切れ目のない息の長い支援を実施し、同法の目的である「国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現」を目指しています。



アジア太平洋矯正局長等会議



旧奈良監獄



特別機動警備隊の隊旗

Motto

誠実

Profile.

荘 雅行

Sho Masayuki

法務省矯正局
成人矯正課企画官
(平成11年入省・法律)

- 平成11年4月 法務省矯正局保安課（現成人矯正課）
- 平成16年4月 国土交通省航空局・総合政策局係長
- 平成29年2月 法務省矯正局総務課補佐官
- 令和3年4月 法務省大臣官房国際課総括補佐官
- 令和4年4月 広島拘置所長
- 令和5年4月 現職



120年の伝統を受け継ぎ、新しい時代を築く

我が国では、明治40年（1907年）に現行刑法が制定されて以来、ほぼ全て（99パーセント超）の受刑者が懲役刑に服してきました。「懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。」という刑法の規定は、懲役受刑者に作業を行う義務があることを示す一方で、懲役受刑者を収容する刑事施設には、懲役受刑者に作業を行わせる環境を整える責務があることを意味します。これまでの刑事施設は、作業の実施を運営の中心に据えて物的設備、組織体制、処遇方法などを形作り、受刑者の改善更生に取り組んできました。

令和7年6月から、新たに拘禁刑が導入されます。「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」と刑法の規定が変わり、これまで以上に

個々の受刑者の特性に応じた処遇を行って受刑者の改善更生を図っていくことが、刑事施設に求められています。これを実現するためには、懲役刑を前提としてきた刑事施設の在り方を大きく見直す必要があり、矯正局、矯正管区、刑事施設が一体となって全力で準備に取り組んでいます。

採用後約25年の勤務の中で、本省では、政策の企画立案、法律案の作成、他省庁や民間事業者との調整など様々な職務を担当し、職務能力を高めることができました。また、刑事施設における刑務官としての勤務では、多くの困難を抱える受刑者一人ひとりと向き合う難しさを痛感しました。どの職務もそれぞれにやりがいがあり、充実感を得ることができました。現在私は、拘禁刑における受刑者処遇の内容や方法などについての企画立案を担当していますが、こ

れまでの勤務経験の全てが今の職務につながっていると感じています。

矯正は、我が国が近代国家として歩み始めた頃から存在する歴史ある行政分野であり、地味ながら安全・安心な社会を実現するために欠かせない役割を担っています。これまでも、多くの先達が、時に失敗もしながら、よりよい矯正を目指して努力を重ねてきましたが、明治以降初めて刑罰の種類が変わるといった刑事政策の大きな節目を迎え、これからの矯正は、良き伝統を受け継ぎつつ、更に進化していかなければなりません。そのためには、安全・安心な社会の実現に貢献したいという熱意を持つ皆さんの新しい力が必要です。

多くの方が矯正に関心を持ち、そして矯正の門をたたいてくれることを心から願っています。



Profile.

井上 普文 Inoue Hirofumi

法務省矯正局総務課矯正改革推進PT補佐官
(平成18年入省・法律)

平成18年4月 法務省矯正局成人矯正課
平成22年4月 国土交通省総合政策局主査
平成24年4月 奈良少年刑務所統括矯正処遇官
平成29年4月 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室係長
令和2年9月 法務副大臣秘書官（事務取扱）
令和5年4月 現職

犯罪を社会の問題に

毎日のように接する犯罪や事故を伝えるニュース。「なんてひどいことをするんだ。」「被害に遭われた方は、どれほど苦しい思いをされているのだろう。」私の中で、犯罪の加害者や被害者に対する様々な感情が浮かぶのは、法務省職員になる以前も今も変わりません。変わったのは、「このような犯罪を防ぐため、社会では何をすべきだろう。」と犯罪を社会の問題としても捉えるようになったことです。

虐待や貧困、障がい、女性に対する暴力、薬物などへの依存、孤独・孤立、活力が失われる地域社会。壁で囲われた矯正施設の中には、たくさんの社会課題があります。また、個々の事例を通じて、複雑化する社会課題に対応しきれていない制度の壁に直面することも少なくありません。

職員は、どんなに難しい問題を抱える受刑者であっても粘り強く向き合い、また、制度の壁を越えようと奔走していますが、その姿は社会から見えません。そのことに、8割の職員がもどかしさを感じ、やりがいを感ぜなくなっています。「犯罪を届の中だけでなく、社会の問題として取り組むには何が必要でしょうか？」ここまで読んで心が動いたあなたは、この仕事に向いているかもしれません。そんなあなたと一緒に働ける日を楽しみにしています。

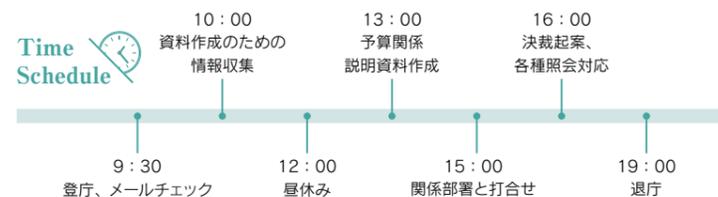


多くの経験が自分の成長に

これまで法務省では予算や国際会議に関する仕事、刑事施設では刑務官として被収容者の処遇、改善指導に携わるほか、内閣府や総務省にも出向するなど、様々な業務に携わりました。どの業務でも貴重な経験を積むことができ、自身の成長を実感しています。時に困難なこともたくさんありましたが、諦めず、妥協せずに様々な視点から検討して解決策を導くこと、何より自分自身が楽しんでその仕事に取り組むことが大切であると思いました。また、携わってきた業務を通して出会った人とのつながりによって得られるものがたくさんありました。

現在は、PFI手法などを活用し、官民協働で刑事施設を運営するために必要な予算を確保する業務を主に担当しています。事業期間が長く、予算規模も非常に大きなものになるので、財務省の理解を得るためにどのように説明するのか、どのような資料を作るかに日々奮闘しています。

国際社会においても、再犯防止のために官民協働による取組の推進が重要視されています。地方自治体、民間企業、民間協力者などと協働した矯正処遇は、今後更に必要なものであり、多様な人々と共に考え、安全・安心な社会の実現に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っています。



Profile.

平井 沙希恵 Hirai Sakiie

法務省矯正局成人矯正課
官民協働企画第一係事務官
(平成22年入省・法律)

平成22年4月 法務省矯正局総務課人事企画係
平成28年4月 立川拘置所処遇部企画部門統括矯正処遇官（指導担当）
平成30年4月 法務省矯正局総務課予算係長
平成31年4月 法務省大臣官房国際課国際会議第二係長
令和3年4月 総務省行政管理局公共サービス改革推進室参事官補佐
令和5年4月 現職



Profile.

鈴木 貴之 Suzuki Takayuki

法務省矯正局少年矯正課法務専門官（少年院係）
(平成19年入省・人間科学Ⅱ)

平成19年4月 多摩少年院法務教官
平成27年4月 法務省矯正局総務課更生支援室（現更生支援管理官付）効果検証係長
平成30年4月 東京矯正管区矯正就労支援情報センター室矯正専門職
令和元年10月 内閣府成果運動型事業推進室参事官補佐
令和3年10月 法務省矯正局成人矯正課処遇第三係法務専門官
令和6年4月 現職

自分の力で社会課題の解決を実現

社会の課題を解決できるような仕事、しかも自分で直接事業をするような手ざわり感を感じられる仕事に取り組みたいと考え、矯正局を志望しました。

矯正局には、コンサルティングやいわゆる補助事業ではなく、刑事施設や少年院などといった事業実施の現場を持ち、直接事業を実施することに強い魅力を感じています。

また、様々なキャリアを経験させていただいた中の一つとして、以前、内閣府に出向し、社会的投資促進の業務に取り組むことができ、そこでは、社会課題解決のための官民連携の大切さ、投資家を納得させるためのデータ・エビデンスの使い方、その難しさ、大切さを痛感しました。

現在は、矯正局で少年院の運営や施策の企画立案に関する仕事に携わっていますが、今もデータ分析、エビデンスを踏まえた施策の企画を意識しています。ただ、施策の実施に当たっては、もちろん、エビデンスだけでなく担当者としての想いも大事ですので、施策の企画担当者として、社会課題の解決に向けた想いと責任感と緊張感を大切に、仕事に向き合いたいと思います。

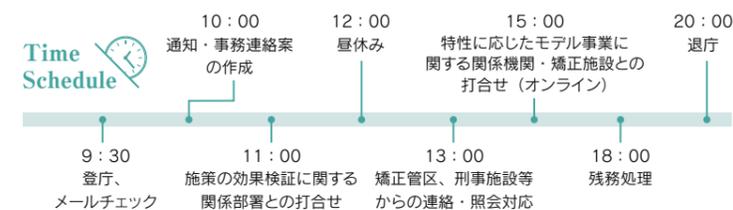


さまざまな仕事の中で専門性を生かす

心理学を生かした職に就きたいと考えていたところ、その専門性を発揮しながら、非行や犯罪をした人たちに寄り添い、改善更生に導く働き掛けを行っている矯正の仕事に興味を持ち、志望しました。

現在は、再犯防止に関する施策立案を担当しています。いわゆる再犯防止推進法に基づき令和5年に策定された第二次再犯防止推進計画を踏まえ、主に、矯正施設と地方自治体等との連携、犯罪をした者等の特性に応じた矯正処遇や社会復帰支援に係る各種モデル事業の企画・立案、矯正局の取組等に関する効果検証業務に携わっています。今振り返ると、少年鑑別所において、面接や心理検査を通じて対象者と向き合ってきた経験、多機関・多職種の方と連携して対象者の再犯・再非行防止策を考えてきた経験が、再犯防止に関する施策を考える指針になっていると感じています。

専門性を生かしながら、矯正施設等で勤務できるのみならず、政策の企画立案にも携われるなど、多種多様なキャリアを積み重ねていくことができるのが、この仕事の魅力だと思います。これからも、業務を通じた様々な経験を大切に、一つ一つの業務に真摯に取り組んでいきたいと思っています。



Profile.

市川 千紘 Ichikawa Chihiro

法務省矯正局更生支援管理官付係長
(平成30年入省・人間科学)

平成30年4月 東京少年鑑別所
令和2年4月 長野少年鑑別所専門官
令和3年4月 名古屋少年鑑別所専門官
令和4年7月 現職

地方支分部局（矯正管区）

矯正管区は、全国8か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡）に設けられており、矯正局の事務を分掌し、管轄区域内の多数の矯正施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務とする地方支分部局ですが、更生支援企画課や矯正就労支援情報センター室（コレワーク）が設置されるなど、再犯防止に向けた矯正管区役も大きく広がっています。



Profile.

岡村 夏美 Okamura Natsumi

仙台矯正管区第一部職員課長
(平成17年入省・法律)

平成17年4月 法務省矯正局総務課人事企画係
平成21年4月 内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進係長
平成26年4月 和歌山刑務所処遇部処遇部門統括矯正処遇官
平成28年4月 法務省矯正局総務課更生支援室（現更生支援管理官付）支援推進係長
令和2年4月 法務省大臣官房秘書課補佐官
令和5年4月 現職

再犯防止を担う矯正職員之力

現在、仙台矯正管区において、東北地方の矯正職員の人事事務を担当しています。矯正管区は、管内施設に対し、本省が決定した施策や方針について、その意図をわかりやすく伝えつつ、実行のための方策を施設と共に検討するとともに、管内施設の実情や課題を本省に届ける役割も担っています。

現場では、高齢や心身に疾患を抱える者など、様々な困難を抱える者への対応も必要となります。これまで勤務した2箇所の女子刑務所では、人員を含め施設内のリソースに限りがある中、職員のエネルギーと人間力で、日々直面する様々な問題を乗り越えていっていることを体感しました。その後の本省勤務では、矯正が抱える課題や社会的意義をいかに（地域社会や査定官庁を含む）国民に知ってもらい、理解と協力を得られるか、ということを考えて、職員定員の増員要求や、地域の医療・福祉等の専門家の力を取り入れる取組等に携わりました。現場の実情や職員の思いを受けて、それを施策に生かすために勤務できることが、矯正の大きな魅力の一つだと思います。

再犯防止の最前線にいる矯正職員がその力を最大限に発揮できる一助となるべく、責任とプレッシャーとやりがいを感じながら、日々取り組んでいます。



施設等機関（矯正研修所）

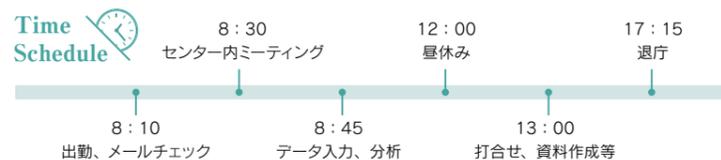
矯正研修所は、全国の矯正施設等に勤務する矯正職員に対して、適正な研修や訓練を行うことにより、受刑者等の人権に関する理解を深めさせ、処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識・技能を習得させることなどを目的として設置された機関です。所内には「効果検証センター」を設置しており、エビデンス（科学的根拠）に基づく再犯防止施策の推進に向けて、効果検証や研修等も行っています。

効果検証という支え方

矯正研修所効果検証センターは、科学的な根拠に基づく再犯防止施策の推進に向けて、効果検証や研修を行っている組織です。私は現在、処遇プログラムの効果検証と指導職員の育成方針の検討に関する業務を担当しています。

採用から3年間は、少年院で非行のある少年たちの指導に当たっていました。そこで感じたのは、矯正の現場は人が人を相手にするからこそ、職員一人一人の経験や培ってきたノウハウが存分に生かされるということです。どんな人にも輝ける機会があるのが、矯正の魅力だと感じています。それと同時に、矯正施設で行われていることは、単に経験や感覚的なもので語られるのではなく、きちんと根拠をもって説明できる必要があるとも感じていました。また、より効果的な指導を行うためには、今の指導の効果を検証し、改善点を見出し、修正して実践するというサイクルが不可欠です。効果検証センターは、そのサイクルを担うという形で再犯防止を支える、非常にやりがいのある仕事だと感じています。

今後も、加害も被害も生まない社会の実現のため、今いる場所から自分がどんな形で貢献することができるのか、常に考え続けていきたいです。



Profile.

西 茄那子 Nishi Kanako

矯正研修所効果検証センター効果検証官補
(平成31年入省・人間科学)

平成31年4月 愛光女子学園教育・支援部門
令和3年4月 様名女子学園教育・支援部門
令和4年4月 法務省保護局観察課
令和6年4月 現職

施設等機関（刑事施設）

刑事施設には、懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容する刑務所、少年受刑者などを収容する少年刑務所、被告人、被疑者など、主に刑の確定していない人を収容する拘留所があります。

受刑者の処遇は、その改善更生や円滑な社会復帰を図ることを目的としています。そのため、個々の受刑者の人格特性や社会適応について科学的な調査を行い、これに基づいて個々の受刑者に適した施設に収容しています。施設においては、個々の受刑者に最も適した処遇計画を立て、各種作業、職業訓練、改善指導、教科指導などを行っています。



Profile.

宮地 光一 Miyaji Koichi

播磨社会復帰促進センター
処遇部企画部門首席矯正処遇官
(平成24年入省・法律)

平成24年4月 法務省矯正局総務課法規係
平成25年4月 横浜刑務所処遇部処遇部門主任矯正処遇官
平成27年4月 法務省大臣官房秘書課国会連絡調整総括係
平成28年4月 金融庁総務企画局市場課証券決済係長
平成31年4月 法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係
令和4年4月 奈良県福祉医療部地域福祉課参事
令和6年4月 現職

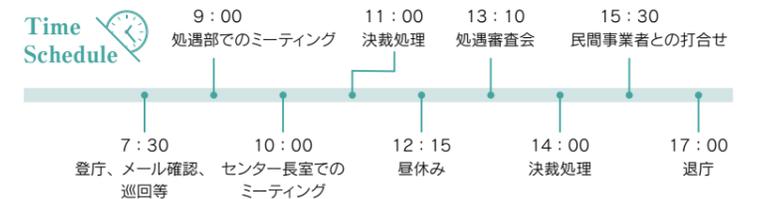
受刑者の円滑な社会復帰を目指して

現在所属する播磨社会復帰促進センターは、主として初めて刑務所に収容される男性受刑者を処遇しています。私が働く企画部門は、刑務作業を企画・運営するほか、薬物や交通関係など改善指導の実施、出所後の就労先や住居の確保などを進めています。当センターは、公共サービス改革法に基づく官民協働で運営される施設でもあり、民間事業者の先進的な取組も進められているため、民間事業者との連絡調整も重要な仕事となります。

現在の重要な業務は、令和7年6月から施行される拘禁刑の導入準備を進めることです。個々の受刑者の特性に応じた刑務作業、改善指導、出所後を見据えた社会復帰支援の実施など企画部門の所管業務でも様々な対応が求められています。

法令の改正、制度の企画立案などは本省の仕事ですが、新たな制度を実際にも実施するのは現場施設の重要な仕事です。本省と現場施設の双方で勤務できることは、自らが企画立案した施策等を実際に現場で実施したり、現場での経験を本省での施策の検討に活かせるなど、他の省庁にはあまりない経験ができる仕事ではないかと感じます。

個々の受刑者の対応で忙しくなることもありますが、現場では様々な経験ができ、充実した日々を送っています。



安心して暮らせる社会のために

国民の安全・安心を守る仕事をしたいと考えていた私は、官庁訪問の際、法務省矯正局において、矯正施設の安全を守ること及び人の立ち直りに携わって再犯を防止することにより、国の治安を維持することができる点に魅力を感じるとともに、矯正の未来を真剣に考える熱い職員の多さに感銘を受け、是非自分もこの職場で働きたいと思いました。

私は、現在、福岡刑務所において、被収容者の処遇を担う処遇部門のうち、所内の規律及び秩序を維持するための幅広い業務を担う「警備隊」で、監督者として監督・調整業務を行っています。現場勤務では、矯正行政の最前線で被収容者と直接向き合い、日々何が起るかわからず迅速な判断を求められる緊張感の中、施設一丸となり、チームプレーで課題解決に取り組むことができます。

矯正局では、本省、他府省庁、全国の現場など、様々な場所で勤務する機会があり、その中で知識・経験・人とのつながりが深まり、自己の成長を図ることができます。拘禁刑の導入など、時代の転換期を迎える中、日々の出会いや学びを大切にしながら、上司や同僚と一致団結して業務を遂行し、より安心して暮らせる社会の実現に寄与したいと考えます。



Profile.

白水 涼佑 Shirouzu Ryouzuke

福岡刑務所処遇部処遇部門 統括矯正処遇官
(平成28年入省・法律)

平成28年4月 法務省矯正局成人矯正課警備係（現警備対策室）
平成29年4月 横浜刑務所処遇部処遇部門主任矯正処遇官
平成31年4月 法務省大臣官房会計課矯正予算係
令和2年4月 国土交通省総合政策局社会資本整備政策課係長
令和4年4月 法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係係長
令和6年4月 現職

施設等機関（少年院）

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行っています。

少年院では、個々の少年について、非行の原因となっている問題性や今後伸長すべき長所などを明確にし、心身の状況及び発達の種類、資質の特徴、将来の生活設計などを総合的に検討して個人別矯正教育計画を策定し、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的に実施するとともに、修学・就業の支援等の社会復帰支援にも力を入れています。



Profile.

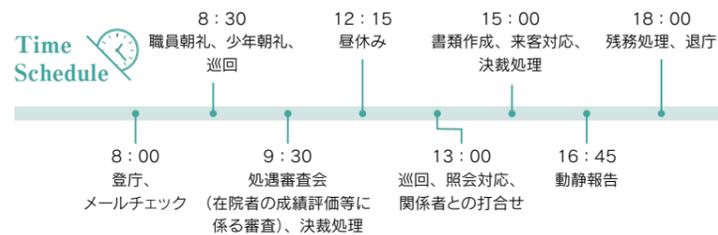
鈴木 理絵 Suzuki Rie

紫明女子学院首席専門官
(平成22年入省・人間科学Ⅱ)

平成22年4月 愛光女子学園法務教官
平成24年4月 法務総合研究所国際研修専門官
平成31年4月 千葉刑務所統括矯正処遇官
令和3年4月 法務省矯正局成人矯正課事務官
令和6年4月 現職

現場で立ち直りを支援する

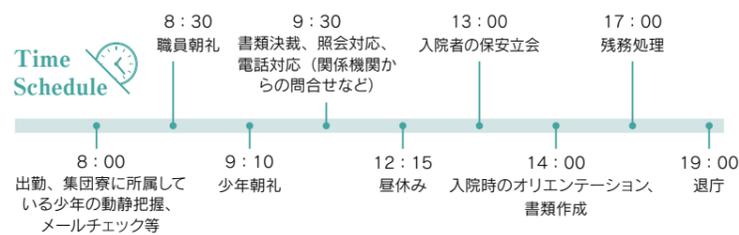
私は現在、女子少年院の現場責任者として、在院者の立ち直りを支えるための教育・支援業務全般、施設運営に係る業務を担っています。在院者の多くは非行に至る過程で様々な困難を抱え、被虐待経験等のサバイバーであることも少なくありません。そのような生い立ちや過去のある在院者に対し、安全・安心な環境を提供し、社会復帰できるよう、在院者の中にある健康的な部分を引き出し、多方面から働き掛けを行っています。当院では、地域社会と連携した取組として、職員が学校等地域の求めに応じて行う出前講座や、在院者が育てた農作物（鑑賞用南瓜）を福祉施設等に寄贈する社会貢献活動を実施し、少年院の知見や活動をいかに社会に還元していくか考え、業務に当たっています。矯正局における政策立案、法務総合研究所における調査・研修、現場における各種施策の実行・運営といった実務経験を通じ、対象者の反応を肌で感じながら、課題に対しアプローチできるのが、この仕事の魅力の一つです。対象者と多くの時間と空間を共にし、その変化に立ち会うことができるのは、矯正の仕事の醍醐味であり、変化を捉え、的確な判断ができるよう、日々努めていきたいと考えています。



現場の中にある「尊さ」をかみしめる

採用後2年間は少年が生活する集団寮の職員として、個別に担任を持ち、担当する少年が矯正教育の目標を達成し、円滑に社会復帰できるよう、個別面接などで助言・指導したり、家族との関係調整を図ったりしてきました。現在は調査・支援部門において、入院時のオリエンテーションの実施や知己関係の調査など、主に入院間もない少年の調査業務を担当しつつ、おおむね週に一度のペースで集団寮での当直勤務も行っています。

現場勤務において、悩みもがきながらも目の前の課題を克服しようとする少年の姿や、少年に真正面から向き合う人間愛にあふれた職員の姿から、学ぶことや考えさせられることがたくさんあります。担当していた少年から仮退院の際にもらった「たくさんの愛をありがとうございました」という言葉は、今でも心の支えになっています。入省間もない頃の研修の講義で講師をくださった職員の方から、「現場は何に困っているのか」、「自分が幹部職員であればどのように判断するのか」という視点を常に忘れないようにしてほしいとお言葉をいただいたことが心に残っています。いずれ本省等において、現場経験に即した地に足のついた施策を企画・立案できるよう、現場の中にある「尊さ」をかみしめて、今後も問題意識を持って日々の業務に向き合っていきたいです。



Profile.

上野 信順 Ueno Toshiyuki

喜連川少年院専門官
(令和4年入省・人間科学)

令和4年4月 多摩少年院
令和6年4月 現職

施設等機関（少年鑑別所）

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、審判等のため、医学、心理学等の専門的な知識に基づき、鑑別を行います。鑑別は、面接、心理検査、行動観察などを通じて、その心身の状態等を調査し、非行の原因を解明するとともに、改善更生に向けた処遇指針を立てるものです。

また、保護処分等の執行のため、少年院や保護観察所等からの求めによる鑑別も行うほか、非行、いじめ、家庭内暴力などについて、保護者などの一般の方や学校等の関係機関からの相談にも応じるなど、地域社会における非行及び犯罪の防止にも力を入れています。



Profile.

木下 寛法 Kinoshita Hironori

新潟少年鑑別所統括専門官（考査担当）
(平成28年入省・人間科学)

平成28年4月 東京少年鑑別所首席専門官付
平成29年4月 東京少年鑑別所専門官
平成30年4月 長野刑務所調査専門官
平成31年4月 矯正研修所効果検証センター効果検証官補
令和3年4月 東京拘置所調査専門官
令和4年4月 現職

専門性を様々な場で生かせる仕事

少年法や刑法等の改正が進む変革期にある中、少年鑑別所が持つ専門性が幅広く求められるようになってきています。対象者との関わりを通じて専門性を存分に生かしながら、こうした制度や施策の大きな動きを実務の中で体感し、理解していくことができるのが、現場施設の醍醐味です。

私は心理技官として入省し、現在は統括専門官として、鑑別や地域援助で面接や検査等を行いつつ、関係機関・他部署との連絡調整や管理業務も行う立場にあります。これまで刑事施設での処遇調査や改善指導のほか、効果検証業務など様々な領域に携わってきましたが、心理技官の活躍の場が広がる中で、それぞれの関連性もより強くなってきていると感じています。

実務では、心理的な見地を踏まえた方向性と行政的・組織的に求められる方向性に折り合いを付けることが難しい場面もあります。また、対象者本人のニーズが、関係機関や保護者など対象者を取り巻く人々のニーズとは異なることも往々にしてあります。対象者を目の前にして、自分が今何をすべきか、何ができるのか、葛藤することも少なくありませんが、バランス感覚を意識し、より良い選択ができることを目指して日々の業務に当たっています。

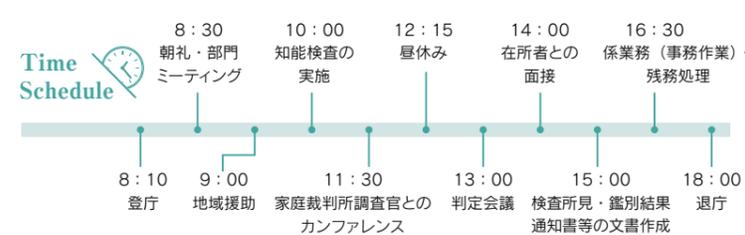


人と真正面から向き合い、更生への道を探る

大学で心理学を専攻する中で、子供の問題行動は罰だけで改善するのか、効果的な支援は何だろうと思ひ、問題行動や対人関係のつまりから生きづらさを抱える人に寄り添い導ける仕事に就きたいと考えて採用試験を受けました。

これまで少年鑑別所と刑務所で勤務し、非行少年や受刑者のアセスメント・動機付け・心理教育、地域援助での一般の方の相談業務など、心理技官の活躍場面の多さを感じてきました。それらの業務の中で自分の力不足や制度上の制約に突き当たったこともあります。私は今まで現場施設での勤務経験しかありませんが、人間科学系総合職の魅力は、現場での経験を踏まえて、また人間科学の専門職として矯正行政に携われ、より良い処遇や支援をバックアップする仕事ができること、そして自分が成長して再度現場施設に戻り、目の前の対象者と向き合えることのかなと思います。

現在は、非行少年との面接や心理検査を通して、彼らの課題やその乗り越え方を探る日々です。一人一人と真正面から向き合うことで、彼らが自分の人生を見つめ、再非行せず生きていくこと、ひいては新たな被害者や加害者を生み出さない未来につながると信じ、泥臭く向き合っていこうと思います。



Profile.

満石 花歩 Mitsuishi Kaho

さいたま少年鑑別所
法務技官兼法務教官専門官
(令和2年入省・人間科学)

令和2年4月 東京少年鑑別所首席専門官付
令和3年4月 東京少年鑑別所専門官
令和5年4月 福岡刑務所調査専門官
令和6年4月 現職

保護局



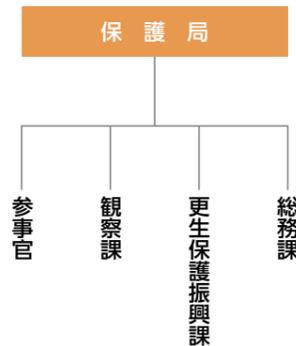
広がり、つながる 更生保護

更生保護は、犯罪や非行をした人を地域社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防止し、立ち直りの支援を行うものです。警察、検察、裁判、矯正といった一連の刑事司法制度の最終段階を担っており、保護司を始めとする民間協力者や関係機関等と連携しながら実施されています。

刑務所出所者等の再犯防止は、政府全体の重要な課題となっており、刑務所出所者の住居や就労の確保、高齢・障害、薬物依存といった特性に応じた指導・支援の充実が求められています。特に、令和5年3月の「第二次再犯防止推進計画」の閣議決定及び同年12月の改正更生保護法の施行に伴い、国・地方公共団体・民間協力者による“息の長い”支援の実現に取り組むこととなり、地域における更生保護行政の果たすべき役割は大変重要なものとなっています。

さらに、令和6年には、第6回世界保護観察会議のプログラムの一環として開催された第2回世界保護司会議において「国際更生保護ボランティアの日」が創設されるなど、保護司を始めとする地域ボランティアに対する国際的な関心が高まっています。

更生保護制度が施行されてから75周年を迎える中、柔軟な発想と熱い思いを持った皆さんと共に、地域に根ざした更生保護をより発展させ、安全・安心な社会を実現したいと願っています。



更生保護制度施行75周年記念全国大会



第74回社会を明るくする運動



第2回世界保護司会議

Motto

社会的弱者の視点も

Profile.

石川 祐介

Ishikawa Yusuke

法務省保護局参事官
(平成7年入省・社会)

- 平成7年4月 福岡保護観察所
- 平成17年4月 法務省保護局総務課係長
- 平成22年4月 岡山保護観察所統括保護観察官
- 平成29年4月 法務省保護局総務課企画調整官
- 令和3年4月 静岡保護観察所長
- 令和6年4月 現職



人や社会とつながる仕事

現在、保護局参事官として、更生保護の法規関係及び国際関係業務に携わっています。前者については、令和6年10月に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書が取りまとめられたことを受け、保護司の適任者確保、活動環境の改善及び安全確保等に関する規定の整備・新設を主な内容とする保護司法等の一部改正作業を行っています。後者については、令和6年4月にオランダ・ハーグで開催された第2回世界保護司会議での「国際更生保護ボランティアの日」(4月17日です。)宣言の採択と、同宣言を踏まえた保護司を始めとする更生保護ボランティアの国際的な認知の向上と普及に取り組んでいます。近年、インドネシアとマレーシアが社会内処遇 (Community Corrections) の充実強化を図ろうとする中で、日本の保護司制度に強い関心を示しており、オンライン会議

や現地への訪問を通じて情報提供に協力しています。

これまでの経験で特に印象に残る業務を二つ紹介させていただきます。一つは、岡山保護観察所の統括保護観察官在任中に、県北部の津山地域で、稲などの農作物を食べて地元農家を困らせていたヌートリアの捕獲事業を、津山市の理解を得て、保護観察対象者の臨時雇用事業に位置づけ取り組んだことです。暑い夏も寒い冬も、毎日交代で地元の保護司会の方にも作業を見守っていただきながら、年間通じて無事業が継続し、目標を上回る捕獲数を達成することができました。保護観察対象者の就労及び収入の確保につながることも、保護観察対象者同士の協力が見られ、また、地元の農家の方々が本当に喜んでくださり、作業中によく声をかけていただきました。更生保護の取組と地域社会のニーズ

が合致したときに、皆が大きな充実感を得ることを体験しました。

もう一つは、予算担当補佐として携った刑務所出所者等の雇用奨励金創設の仕事です。ハローワークの既存の雇用助成金よりも充実したものを目指し、財政当局から理解を得るために8月末の概算要求書の提出前から年末まで繰り返し説明に通いましたが、局内関係部署をはじめ官房会計課、矯正局の担当参事官、補佐にも毎回同席して「援護射撃」をしていただき、組織をまたがる協力の大切さとありがたさは、私のなかで忘れることができないものとなっています。

犯罪や非行からの立ち直りには人のつながりが重要で、更生保護の職場、そして法務省は人のつながりを大切にしています。思いを同じくする皆さんの入省を心からお待ちしております。

保護局（事務系区分職員）



Profile.

石井 周作 Ishii Shusaku

法務省保護局観察課法務専門官
(平成22年入省・法律)

- 平成22年4月 法務省保護局総務課
- 平成25年4月 法務省大臣官房秘書課
- 平成26年7月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導室係長
- 平成28年4月 法務省保護局観察課係長
- 平成31年1月 横浜保護観察所庶務係長
- 令和4年4月 現職

社会で支える改善更生

犯罪をした人や非行をした少年を受け入れられる社会は、誰にとっても優しい社会であると考え、そうした社会作りの一助になればという思いで法務省に入りました。

印象的であった仕事としては、刑の一部執行猶予制度の導入に当たり、保護観察処遇における薬物施策の検討に携ったことです。この制度は、薬物事犯者の再犯防止には社会内での長期間の関わりが必要なことから、刑事施設における実刑に引き続き、あらかじめ保護観察期間が定められるというものです。制度導入に向けて、刑事司法機関と地域の医療機関や福祉機関、自助グループが積極的かつ具体的に連携を模索することになりました。その中で、保護観察所ができること・できないこと、地域の関係機関等と一緒にやっていきたいことを様々な場面で説明させていただき、関係機関等からは刑事司法機関に望むことを聞き取るなどして、薬物事犯者を社会で受け入れていく基盤作りに奔走しました。社会の中で行う保護観察は、保護観察所だけで完結できるものではありません。様々な立場の方々が、犯罪をした人たちの社会復帰を一生懸命に支えているから更生保護制度が成り立つのだということを、こうした取組を通じて改めて実感しました。これからも地域の安全の支え手の一人として、誰一人取り残さない社会の実現に取り組んでいきたいと思っています。



つらい気持ちを抱える人を支えたい

「理不尽な思いをしている人や、つらい気持ちを抱えている人を支えたい」ということを軸に就職活動を始め、その中でも特に、犯罪の被害に遭われた方の支援をしたいと思い、法務省への入省を希望しました。念願が叶い、現在は保護局で更生保護における犯罪被害者支援を担当しています。ある日突然犯罪の被害に巻き込まれる方の中には、時間が経過しても癒えないつらさや苦しみを抱えている方がいらっしゃいます。その方々のために国として何ができるだろう、そういうことを考えることができる法務省保護局での業務は、使命感の高いものであると思っています。

また、保護観察官として犯罪や非行をした人と接する中で、彼らの中にも様々な生きづらさや困難等を抱えている人が多くいることを知りました。そうした人たちが社会の中で前向きに健全な生活を送るためのサポートを行うことによって再犯を防止すること、これは、安全・安心な日本社会の実現に繋がる重要なミッションだと思います。

法務省保護局は風通しがとても良く、やりたいことに挑戦しやすい環境が整っています。今後も、被害者を生まない安全・安心な社会に向けて目の前の課題と真摯に向き合い、解決に向けて様々な業務に取り組んでいきたいと思っています。



Profile.

西村 七瀬 Nishimura Nanase

法務省保護局総務課係長
(平成30年入省・法律)

- 平成30年4月 法務省保護局総務課
- 平成31年4月 仙台保護観察所保護観察官
- 令和2年4月 法務省大臣官房会計課
- 令和3年4月 法務省大臣官房人事課
- 令和4年4月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課主査
- 令和6年4月 現職

保護局（人間科学区分職員）



Profile.

原 淳一郎 Hara Junichiro

法務省保護局総務課補佐官
(平成17年入省・人間科学 I)

- 平成17年4月 札幌保護観察所
- 平成22年4月 法務省保護局総務課主任
- 平成25年4月 水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所保護観察官
- 平成29年4月 横浜保護観察所統括保護観察官
- 令和2年4月 法務省大臣官房秘書課室長補佐
- 令和6年4月 現職

人と人とのつながりを大切に

今のポストでは、保護局の所管する施策に関する予算の要求や管理等を担当しており、保護観察の実施や保護司・更生保護施設・協力雇用主に関する予算を確保するため、査定官庁との調整や折衝を行っています。限られた予算の中でより効果的な施策を推進する方法に、いつも頭を悩ませていますが、判断に迷うときは、自分とは違う考えを持つ様々な方と話し合い、多角的な視点に基づいた検討をするよう心がけています。

保護観察官として勤務していた際には、保護観察となった少年や成人、その家族の方への指導や支援を担当し、地域の中で日々刻々と変化する少年や家族の状況に一喜一憂していましたが、何があっても一人で悩むことはなく、上司や同僚と一緒に最適な方針を協議し、処遇に当たることができたのは良い経験でした。

また、これまでの仕事を通じて、保護司や協力雇用主を始めとする更生保護に取り組まれる民間の方、地方公共団体、医療・福祉・教育関係機関の方と関わらせていただく機会に恵まれ、様々な理念や考え方、スキルを持つ方々と一緒に仕事をする中で、自分自身の成長にもつながるきっかけを数多くいただきました。

社会の不確実性が高まる中、他者とつながり、他者を理解するという仕事をしたいことは大変なことですが、これからも人と人とのつながりを大切にして、より一層経験やスキルを高めていきたいと思っています。



“社会を明るくする” ために

学生時代に心理学を学ぶ中で、犯罪や非行をした人の立ち直りの過程に興味を持ち保護局に入省しました。

私は現在、“社会を明るくする運動（通称：“社明”）”に関する業務を担当しています。“社明”とは、国民の皆様には犯罪や非行の防止と犯罪や非行からの立ち直りについて理解を深めていただき、それぞれの立場で御協力いただいて、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くことを目的とした運動です。更生保護分野における広報、というイメージが湧きにくいかもしれませんが、犯罪や非行から立ち直ろうとしている人、そしてそれを支える人がいるということを国民の皆様には知っていただくことによって、犯罪や非行をした人が再犯に至らないような土壌を作っていく、大切な業務であると考えています。

更生保護や“社明”について、広く皆様には知っていただくために、様々な団体・企業の皆様には御協力いただいております。係内はもちろんのこと、民間の方とのコミュニケーションの中で面白い企画が生まれることも多々あり、様々な専門性を持つ方々と一緒に仕事をする面白さを日々感じています。「これ面白そう!」「これやってみたい!」という思いが企画に直結することから、業務以外のことにもアンテナを張り、より効果的な広報アイデアを生み出していきたいと思っています。



Profile.

老田 彩央里 Oida Saori

法務省保護局更生保護振興課主任
(平成31年入省・人間科学)

- 平成31年4月 高松保護観察所
- 平成31年10月 高松保護観察所保護観察官
- 令和3年4月 法務総合研究所研究官補
- 令和5年4月 現職

地方支分部局（地方更生保護委員会）

地方更生保護委員会は、全国8か所に置かれ、刑務所等に収容中の者の仮釈放や管内の保護観察所に対する事務の監督などを行う機関です。地方更生保護委員会には事務局が置かれ、保護観察官が刑務所等に収容中の者と面接するなどして仮釈放審査に必要な調査等を行っているほか、出所後の住居の確保など、自立に向けた生活環境の調整にも積極的に関与しています。仮釈放制度は、犯罪や非行からの立ち直りや再犯防止に大きく関わる重要な制度であり、地方更生保護委員会の役割は非常に重要です。



Profile.

高橋 あすか Takahashi Asuka

関東地方更生保護委員会指導監査官
(平成18年入省・法律)

平成18年4月 法務省保護局観察課
平成20年4月 法務省大臣官房人事課
平成22年4月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室係長
平成27年10月 法務省大臣政務官秘書官
平成30年4月 法務省保護局総務課法務専門官
令和5年4月 現職

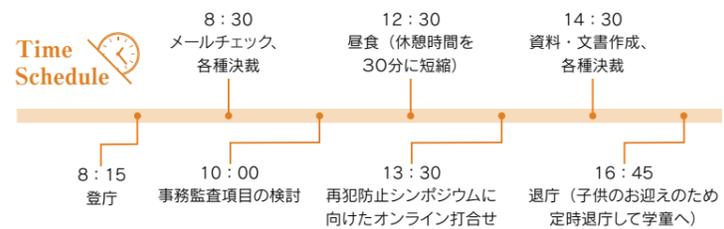
変わらぬ協働態勢の中で

他部局を含め本省勤務が長く、現場は久しぶりです。現在の主な業務は、近年法務省が力を入れている、地方公共団体と連携した再犯防止施策の推進、関東管内の保護観察所に対する事務監査や各種研修の実施、保護観察処遇等に係る効果検証などです。

委員会では保護観察所のように処遇はしませんが、矯正施設に収容されている人との面接や書面記録を通して、一人一人の改善更生の過程に触れたり、また、個々の地方公共団体との具体的な連携はなくとも、様々な地方公共団体の再犯防止の取組等を直接聞くなどして、本省勤務では気づけなかった現場の実情を把握しつつ、本省から示される制度や施策の実現に努めています。

更生保護制度は、私が入省した頃から大きな改革が始まりましたが、私が更生保護の魅力だと考える保護司を始めとする民間の方々との協働態勢は常に変わることなく、むしろ、地域社会に貢献する更生保護として、地方公共団体等に協働のパートナーが広がっています。

こうした時に更生保護行政に従事できることの魅力や働き甲斐を後輩たちに伝え、更生保護を担う一人としても成長していきたいと思い、今日も真摯に、そして、明るく朗らかに業務に取り組んでいます。



更生保護マスコットキャラクター



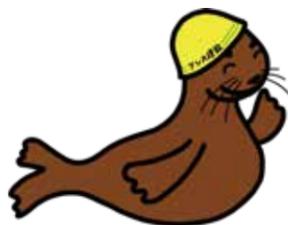
クジラ先生（保護司）



更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん



オコジヨさん（更生保護女性会）



アシカ親方（協力雇用主）



イルカ兄さん・イルカ姉さん（BBS会）



地方支分部局（保護観察所）

保護観察所は、全国50か所に置かれ、地域社会において、犯罪や非行をした人の再犯・再非行を防止し、社会復帰に向けた支援を行う第一線の処遇機関です。保護観察所では、保護観察官が保護司を始めとする民間協力者等と連携・協力し、指導や援助、専門的処遇プログラム等を行う「保護観察」、矯正施設収容中の者について釈放後の住居や就労先等の調整を行う「生活環境の調整」等を行っています。近年、再犯のない安全・安心な社会づくりが強く求められる中、刑務所出所者等の社会内処遇を担う保護観察所の役割はますます大きくなっています。



Profile.

提中 裕之 Dainaka Hiroyuki

大阪保護観察所統括保護観察官
(平成20年入省・人間科学 I)

平成20年4月 大分保護観察所
平成25年4月 川越少年刑務所調査専門官
平成27年4月 静岡保護観察所保護観察官
平成29年4月 法務省保護局総務課係長
令和4年4月 近畿地方更生保護委員会事務局統括審査官
令和6年4月 現職

「更生したい」という思いを信じて

私は現在、統括保護観察官として勤務しています。ケースを直接担当することもあります。統括という立場で処遇困難なケースについて担当の観察官と対応を考えたり、共に指導に当たったりといった形の関わりが多くなっています。また、本省で立案された各種施策が現場の処遇に生かされるよう、具体的な運用を検討し、職員に周知することも私の役割です。

保護観察における処遇は、面接指導に留まらず、必要に応じて福祉や医療の支援を受けられるように調整したり、就労先や住居を確保できるように支援したりと非常に幅広く、保護観察対象者の改善更生を図るために、どういったアプローチが必要なのか悩む日々です。現実には、相手からコミュニケーションを拒否されるなど、関係性を築くこと自体が難しい場合もあります。そのような時は、相手の更生意欲を疑いたくなってしまいますが、本人も心のどこかで変わろうとしているかもしれないと考え、そうした機微な心情を見逃さないように気をつけています。保護観察は、こちらが努力すれば必ず結果に結びつくというものではありません。その中で、自分が果たすべき役割を意識し、粘り強く行動し続けることが大切だと思っています。

Time Schedule



耳を傾け、共に前へ。

現在私が勤務している福島自立更生促進センターは、刑務所出所者等が自立・更生を目指すための宿泊施設です。入所者は約3か月にわたって集団生活を送り、新たな仕事や居住先を見つけて巣立っていきます。

私は保護観察官として、入所者への定期的な面接や通院同行、各種行政手続の補助等を行い、彼らの改善更生を支援しています。また、入所者の個別的問題性に焦点を当てた処遇プログラムを実施するほか、その改訂作業にも携わっています。

入所者のセンターでの生活は、決して順風満帆ではありません。時につまずく入所者を前に、どう声をかけるべきか悩み続ける日々ですが、「共に考える姿勢」と「被害者の視点をもつこと」だけは崩さぬよう心掛けています。入所者の主体性を尊重しながらも、自分が被害者だったら今の入所者を見てどう思うのかを常に意識し、寛容さと厳格さのバランスを保つことが非常に重要だと感じています。

現場は、犯罪当事者や地域の方々の声を直接聞くことができる貴重な場です。私も現場で聞いた声を基に、私自身の処遇技術を向上させるほか、更生保護行政の更なる発展を目指して、本省における政策立案業務にも尽力したいと考えています。

Time Schedule



Profile.

大澤 颯騎 Osawa Satsuki

福島保護観察所福島自立更生促進センター
保護観察官
(令和5年入省・人間科学)

令和5年4月 福島保護観察所
令和5年10月 福島保護観察所保護観察官
令和6年4月 現職

施設課



施設を造る 未来を創る

法務省が所管する施設には、刑務所、拘留所、少年院などの収容施設及び法務局、検察庁、出入国在留管理局などの官署施設等があり、その総数は全国に771施設、建物の延べ面積は562万㎡に及びます（令和6年4月1日現在）。大臣官房施設課は、これら法務省所管施設の整備部門として、施設の整備（企画、設計、工事監理など）や、完成した施設の財産管理、保全に関する事務を行っています。

施設の企画に当たっては、その必要性、妥当性、緊急性に加え、整備による費用対効果や環境負荷低減等、様々な観点から評価を行い、事業計画をまとめます。その考え方は、設計、工事の段階や、さらには建物完成後の維持保全の段階に引き継がれます。当課では、これらの施設に関する業務を一貫して行い、「建物の一生に向き合う」ことで、法務行政全般の円滑な遂行に貢献することを目指して施設整備を行っています。

また、当課は、刑務所等の矯正施設整備のノウハウを持つ国内唯一の機関です。そのノウハウを生かして、タイ王国等への技術支援や、国際会議（アジア矯正建築会議）を主導して、アジア諸国の矯正施設の建築分野の技術向上にも貢献しています。



シセツ カメ
氏名: **施設 課明**
役職: 広報担当
(施設課広報キャラクター)
生源地: 法務省大臣官房施設課
(中央合同庁舎第6号館16階)



第8回アジア矯正建築会議（日本）



広島刑務所（2021年完成）



沖縄少年院・沖縄女子学園（2018年完成）

Motto

施設建物の
一生に向き合う

Profile.

野口 智美 Noguchi Tomomi

法務省大臣官房施設課施設企画官（建築計画担当）
（平成14年入省・工学（建築））

平成14年4月 法務省大臣官房施設課総合計画担当
平成24年4月 行政官国内研究員（博士課程コース）
平成30年4月 法務省大臣官房国際課補佐官
令和2年4月 法務省大臣官房施設課施設企画官
令和3年4月 名古屋高等検察庁事務局専門職
令和5年4月 現職



施設整備のつながり

■現在の業務内容

施設課は法務行政のフィールドとなる施設・環境整備を担っており、その業務は、企画立案、予算要求、計画・設計、積算、工事契約、設計監理、保全指導、財産管理等、正に建物の誕生の過程から生まれ変わるまでの全てです。現在、私は計画・設計部門で、新しい矯正施設の新工工事のための設計図面等の調整や施工現場との調整などを主に担当しています。

■今までの職務で印象に残ったこと

建築のプロジェクトは長い年月を要するので、担当者になるとその案件に数年間携わることもあり大変根気のいるものです。しかしその分、完成した施設を目の前にしたときの充実感は大きく、完成後に施設の様子を聞くたび、多くの苦労とともに完成時の感動が思い出されます。

また、アジア矯正建築会議の設立前に海外出張をした際には、そこで矯正建築の意義と会議開催の意味を伝えるなどPRもしました。それまでの施設課の国際協力関係者でない上、文化や社会的背景も異なる国々の担当者へ説明するのは難しく緊張しましたが、数年後に相手国の方から「この有意義な会議への参加と自国の施設の発展はあなたの訪問から始まった」と言われたことは、今も業務での励みになっています。

■仕事をしていく上で意識していること

入省の動機となったのは、建築に携わる様々な職場の中でも特に、建物の一生と関わることができる場所だと感じ、最期まで我々が面倒を見ていかねばならない、実際に使う人たちの声を直に聞ける、そういう環境であれば、より真剣に建築と向き合えるだろうと思ったことです。

現在も、「建築の一生に向き合いたい」と考えた入省当時の気持ちを忘れずにいようと心掛け、また、職務を通じて実感した、多くの人が関わり、長い時間がかかれた施設建物やプロジェクトであるということに常に意識するようにしています。日々の業務でつらいことがあっても、これらの気持ちが自分自身を助けてくれているように思います。

■皆さんへ

施設課では施設整備の各段階における業務を協働しており、私もこれまで課内外の様々な係・担当で執務をしました。また、国際会議の設立や運営に携わったり、行政官研究員として研究や論文執筆をしたり、と新しい発展的な業務を多く経験し、施設課での取組が将来へつながり広がっていくことを強く感じました。皆さんにも是非、当課の業務を知っていただければと思います。

唯一無二の責任と誇り

施設課は、日本で唯一の矯正施設整備を扱う組織として、施設の新設から財産管理、保全、取壊しに至る業務を一貫して担っています。技術企画室では、これまで施設課が築き上げてきた矯正施設に関する技術的ノウハウをより深め、時代のニーズに合った技術とするための検討を行っており、現在、私は海外の矯正施設の事例を調査し、国内の施設に生かすための調整を行っています。国費を使用して建物を作る際には、過剰な技術や意匠をそのまま取り入れることはできず、一方で、時代にそぐわない古い仕様を使い続けることも、被収容者の適正な改善更生の妨げとなります。そのため、真に必要な機能を見極めて導入し、質実剛健な施設を造っていくことを目標として日々業務に取り組んでいます。このような意識を持つことができたのは、総合職として他の局部課で働く経験があったからです。特に、実際に矯正施設を運用する矯正局で働いた経験は、刑務官等のユーザー視点に立った施設整備を考えるきっかけになりました。施設課は、矯正施設整備を一貫して行う機関であるからこそ、そこで働くユーザーと共に、自分が建てた施設と長期間にわたって付き合っていくことができます。そのことが仕事への責任と誇りとなって、日々前向きに仕事に取り組んでいます。

Time Schedule



Profile.

阿部 和也 Abe Kazuya

法務省大臣官房施設課技術企画室技術企画係長
（平成30年入省・工学）

平成30年4月 法務省大臣官房施設課基本設計担当
平成31年4月 法務省大臣官房施設課実施設計担当
令和2年4月 法務省大臣官房秘書課広報第二係
令和3年4月 法務省大臣官房国際課渉外第一係
令和4年4月 法務省矯正局総務課施設係
令和6年4月 現職

多摩少年院法務教官

3年間。数か月の施設実務研修（少年院、少年鑑別所、少年刑務所）ののち、寮担任となり6人のチームで約50人の在院者の矯正教育（農作業や寮当直等）に従事。幹部登用研修と語学研修が半年ずつ。

法務省大臣官房秘書課 法務専門職

1年9月。法務副大臣秘書官事務取扱。「法務省全体が反対に回っても、副大臣の側について支えるのが「仕事」との大先輩の言に従って、日程調整、委員会出席アテンド、省内外の関係各部署と調整。

笠松刑務所長

1年。女子刑務所。過剰収容下で安定運営と職員の勤務条件向上の両立を目指した施設マネジメント。優先課題は、公共サービス改革法に基づく業務の民間委託、早期離職の最少化、医師の確保など。国際準則起草の会議に海外出張。



法務省矯正局長

拘禁刑の導入といった新たな課題には自発性を尊重し、トラブルには厳格にリスク管理を行うマネジメントを志向。少子高齢化に対応可能で拘禁刑時代にふさわしい組織体制の整備と組織文化の醸成へ。

矯正局採用職員のカリヤステップ

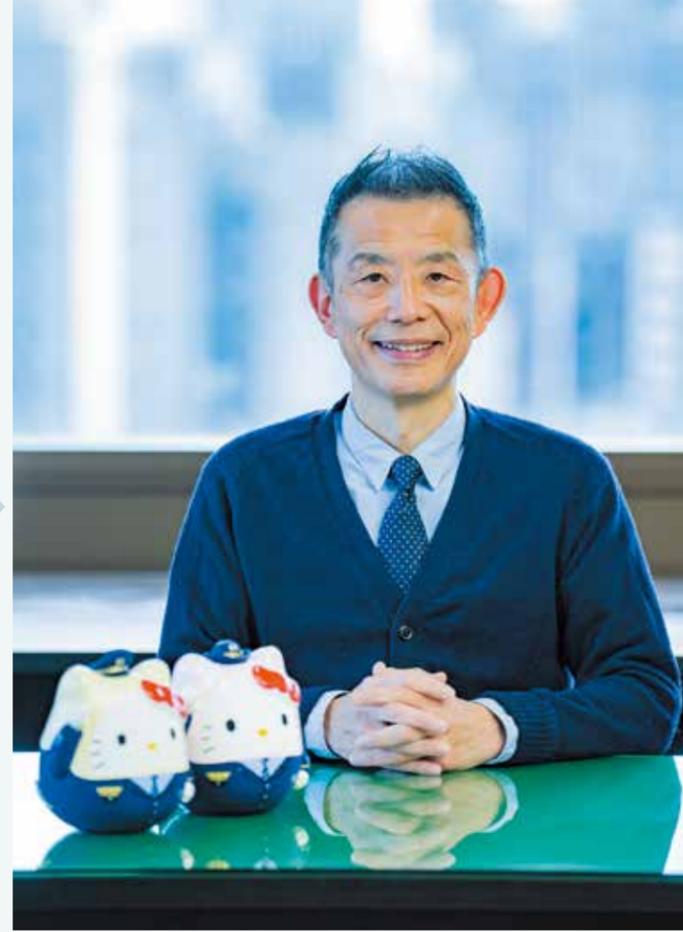
小山 定明 Koyama Sadaaki

法務省矯正局長 (昭和62年入省・教育)

印象に残っている業務・学生に向けたメッセージ

多様なステークホルダーの利害関係を把握、調整し、データ収集して説明資料を作成し、粘り強く説明を重ねて成案を得ていく公務員の仕事は、どこでも通用するスキルでしょうし、案件の複雑、困難性が増すたびに成長の実感が得られるものなのでしょう。

矯正のしごとは、被害者の心情に意を用いながら、個々の対象者に応じた働きかけを行って改善更生と社会復帰を支え、新たな被害者を生まないことで安全・安心な社会の実現に寄与する貴いものだと思っております。



法務省大臣官房人事課係長

2年間。矯正局、保護局、入管局の職員定員管理、増員要求を担当。各局の政策実現に必要な増員数を各局担当者や官房会計課と調整し、予算（増員）要求に練り上げ、総務庁行政管理局や大蔵省主計局（当時）と交渉。

在スウェーデン日本国大使館一等書記官

3年。政務班。スウェーデンの外交政策（中東・アフリカほか）、内政（治安、司法、人権ほか）等のフォロー、関係国際会議への出席、議員その他来瑞者の訪問先アレンジやアテンド、領事業務のサポート。



法務省矯正局少年矯正課長

2年4月。改正少年法、少年鑑別所法の施行状況のフォローアップ。少年法改正（適用年齢引き下げ）や在院者数減少を見据えたビジョンの提示。NPO法人や民間企業、通信制高等学校などとの「つながり」の拡大を重視。



保護局採用職員のカリヤステップ

押切 久遠 Oshikiri Hisatoo

法務省保護局長 (昭和63年入省・社会)

印象に残っている業務・学生に向けたメッセージ

この職場に入って良かった！と思うのは、多くの出会いに恵まれたことです。民間ボランティアの方々等と協働する中で学ぶことや感動することは尽きず、初心を忘れずに今日に至ることができました。また、法務省で働くことの魅力は、社会に貢献し、多様な経験を重ねつつ、専門性を磨くことができることだと思います。私も仕事をしながら、心理学の専門性を身につけられるよう努めてきました。現場での実践、政策の企画立案、調査研究、DXの推進など様々なシーンが皆さんを待っています！そして、予期せぬキャリアがあなたを待っているかもしれません！

東京保護観察所 保護観察官

民間の保護司や更生保護施設職員の方々と一緒に、犯罪や非行をした人の立ち直りと再犯防止に奔走しました。様々な人生に関わり、悪戦苦闘しつつも、自分は生きている！成長している！という強い実感がありました。

法務総合研究所 室長研究官

刑事政策関係の研究と犯罪白書の作成に当たりました。大規模な保護司に関する調査や犯罪被害実態に関する調査について、研究計画の策定から報告書の取りまとめまで行ったことが思い出です。データの大切さを体得しました。

法務省保護局 更生保護振興課長

更生保護制度施行70周年記念全国大会を事務局の中心の一人として運営させていただきました。天皇皇后両陛下に御臨席賜わり、三権の長を来賓にお迎えし、全国の更生保護関係者が心を新たにす大きな機会でした。感動しました。



法務省保護局長

更生保護行政をアスル重責に身の引き締まる思いの日々です。私一人ではとても成し得ないことが、チームの力で進んでいきます。世界に誇れる日本の更生保護を、より良い形で継承していただけるよう、チャレンジは続きます。



青森保護観察所調査連絡課長 (現統括保護観察官)

青森県や青森市の方々と共に、更生保護施設の約20年ぶりの運営再開に携わりました。更生保護への理解を得ることの大切さや難しさを痛感しました。青森の豊かな自然に抱かれ、家族としてもかけがえのない時間を過ごすことができました。

水戸保護観察所長

初めて出先機関のトップに任命され、責任の重さとともに、組織をマネジメントするやりがいを感じました。また、保護司や更生保護女性会員の皆様から大事にいただいていた、恐縮でした。今でも茨城県のことが大好きです！

法務省大臣官房 サイバーセキュリティ・情報化審議官

人生は面白いもので、法務省全体のデジタル化とサイバーセキュリティについて担当させていただくこととなりました。職業人生の中でも最も刺激的で勉強になった1年でした。国会答弁も経験させていただきました。

出向先で活躍する職員

法務行政を推進するに当たって、関係省庁との連携は欠くことができません。

多くの若手総合職職員が、法務行政に関係する政策や、国の重要政策を所管する省庁に出向して活躍しています。

また、出向は将来の幹部候補として、多様で幅広い視野・経験を習得する機会にもなっています。

宮脇 太郎 Miyawaki Taro

Profile.

国土交通省住宅局
住宅戦略官付住宅市場整備係長
(令和2年入省・行政)

令和2年4月 法務省訟務局民事訟務課
令和3年4月 横浜地方法務局相模原支局登記専門職
令和4年4月 法務省民事局民事第二課
令和5年4月 現職



住まいは生活の基盤

私が出向している住宅局は、名前の通り住宅に関する施策を所管しています。家を建てる際の基準を定める仕事、持ち家取得支援や公的賃貸住宅の整備、昨今対策の必要性が増している空き家対策などその業務は多岐に渡ります。「衣食住」という言葉もあるように、住まいは生活の基盤となるもので、法務省と同様に国民生活に密接した仕事をしています。

私は、局の窓口として様々な仕事をしている各課間の調整やとりまとめを行っており、住宅行政がよりよいものとなるよう業務に当たっています。

法務省は民法や登記など社会の根幹となる制度を所管しています

が、出向し外からこれらを見ることはとても勉強になっています。例えば、不動産登記についてですが、法務省にいたときは主に登記簿を作る側として業務に携わっていましたが、これを使う側に立つことで、どういった目的でどの情報に着目しているのか、それがどのように活用されているのか実際に経験することができました。制度の必要性を再認識することができ、法務省の仕事に対して改めて誇りを持つことができた一方で、その課題等を発見することもできたと感じています。

法務省に戻った際には、制度を利用する側の目線も忘れずに業務に取り組んでまいりたいと考えています。

矢野 正大 Yano Masahiro

Profile.

東京都生活文化スポーツ局
都民安全推進部都民安全課課長代理
(平成23年入省・法律)

平成23年4月 法務省矯正局総務課
平成24年4月 府中刑務所処遇部処遇部門主任矯正処遇官
平成26年4月 法務省大臣官房人事課
平成28年8月 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付
平成29年4月 川越少年刑務所処遇部処遇部門統括矯正処遇官
令和5年4月 現職



都民安全をデザインする

都庁というと、新宿に所在するあの特徴的なファサードの超高層建築物を思い浮かべる人も多いのではないのでしょうか。私は現在、その34階に勤務し、再犯防止担当、計画調整総括担当、そして安全・安心まちづくり担当として、東京都における再犯防止の推進、「ト一横」問題対策、子どもの安全確保のための防犯などの業務を担当しています。

入省して以来、法務省本省や刑務所に勤務し、一度目の出向先も警察庁であるなど、刑事司法の分野にしか携わってこなかった私にとって、防犯を始めとする業務は非常に新鮮で、刺激に満ちた日々を過ごしています。

また、都政の一端に触れ、圧倒的な規模を誇る行財政基盤を背景とした企画立案の自由度の高さ——アイデアがあれば、それを実現するための素地が整っているという環境に驚かされています。

国の在り方をデザインするというようなスケールこそありませんが、安全・安心の実現のために今まさに目の前にいる一人ひとりの子どもたちと接し、その反応を直に得て、より良い事業となるよう試行錯誤を繰り返す日々はとても楽しく、この国に住む人々の安全を守る仕事に就きたいと法務省を志したあの日の思いを新たにしています。

若手総合職職員（採用後10年以内）の出向先（例）

衆議院事務局、内閣官房（内閣人事局、内閣感染症危機管理統括庁、行政改革推進本部事務局等）、内閣府（孤独・孤立対策推進室、個人情報保護委員会事務局、カジノ管理委員会事務局、知的財産戦略推進本部事務局等）、子ども家庭庁、警察庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、地方自治体

宮本 理華子 Miyamoto Rikako

Profile.

子ども家庭庁支援局虐待防止対策課
困難包括支援係・相談支援係長
(令和2年入省・法律)

令和2年4月 法務省矯正局更生支援管理官付、
総務課矯正監査室
令和3年4月 川越少年刑務所処遇部処遇部門主任矯正処遇官
令和5年4月 法務省大臣官房秘書課国会連絡調整第三係
令和6年4月 現職



多様な視点を持つ

子ども家庭庁支援局虐待防止対策課において、困難を有することも・若者への支援を担当しています。業務としては、子ども・若者支援の全国代表者会合の実施、学生等へのアウトリーチ支援の展開、ヤングケアラー支援に関する施策の検討、予算要求や国会対応など、幅広く経験させていただいています。日々の業務の中では、当事者であることも・若者や、支援を行う地方公共団体や民間団体の方の状況や想いを知ることを大事にしています。元々法務省を志したのも「様々な困難によって非行や犯罪をするに至らずに済むように」という想いがあったため、現在の業務には難しさと同時に大

きなやりがいも感じています。また、現在の業務では、被虐待経験、不登校、ヤングケアラー、対人トラブル、自傷行為等、多様な困難を抱えることも・若者に必要な支援を届けようとしており、在院者や出院者、受刑者や出所者に必要な福祉的な関わりも想像以上に多様なのではないかと感じています。法務省に戻った後も矯正職員の視点と子ども・若者支援の視点とを行き来して柔軟な発想で業務を行えるよう、様々な方の声を聞きながら現在の業務にまい進してまいりたいと思います。

澤本 美穂 Sawamoto Miho

Profile.

厚生労働省医薬局監視指導・
麻薬対策課主査
(令和2年入省・法律)

令和2年4月 法務省保護局観察課
令和3年4月 水戸保護観察所保護観察官
令和4年4月 法務省大臣官房会計課
令和5年4月 法務省大臣官房人事課
令和6年4月 現職

物事を柔軟に捉えて

私は現在、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬品等の品質を確保するための施策や薬物乱用防止等に関する施策の企画調整、法令改正等の業務を行っています。スピード感、責任の重大さ、利害関係者の多さに日々圧倒されますが、ジャンルは違えど、この経験が今後のキャリアに必ず活かせると思っています。

厚生労働省に異動して間もない頃、薬事に関する取締りについて打合せをした際、上司から「刑事政策に携わってきたからこそこの考え方も活かしつつ、厚生労働省だからこその考え方も吸収してほしい」と言われたことがあります。刑事司法的観点と、国民の生命に

直接影響を及ぼす公衆衛生的観点とを同時に考え、最適解を見つける。だめなものだめと杓子定規に考えるのではなく、薬事行政を通してより多くの国民の生命と健康を守るにはどうしたら良いのか探求する。私は前者に寄ってしまい、後者の視点が不足していたのだと思います。これまでの自分になかった捉え方や、世の中の様々な立場を想像して柔軟に物事を考える力という、国家公務員に欠かすことのできないスキルを得られている充実感があります。

皆さんも法務省へ入省後、このような出向の機会を通じて世界を広げてみませんか。

海外で活躍する職員

法務行政に関する国際情勢は日々変化しています。
法務省職員は、海外の情勢を知り、最新の知見を取り入れるために、さまざまな国の大学院等で調査・研究に取り組んでいます。
また、法務省で培った専門性をいかして、海外（大使館や発展途上国など）で勤務し、外交や国際貢献（法制度整備支援など）に従事する職員もいます。

大森 由梨 Omori Yuri

長期在外研究員（オストフアリア応用科学大学）
（平成29年入省・人間科学）

- 平成29年4月 愛光女子学園
- 平成31年4月 茨城農芸学院専門官
- 令和2年4月 法務省保護局観察課
- 令和4年4月 大阪刑務所教育部教育専門官
- 令和6年9月 現職

Profile.



あらゆる経験を糧に

少年院での察担任業務に始まり、その後、更生保護、成人矯正の分野で働いてきました。異動のたびに自分の業務を別の角度から見つめてきましたが、そうした中で社会内処遇と施設内処遇の連携の重要性に気付かされ、また、更生プログラムに関する理論に触れ、実践し、多くの学びを得てきました。一方、自分の専門性のなさや視野の狭さも痛感することが多く、今後自信を持ってキャリアを築けるよう、留学を決めました。

大学院では、犯罪の予防とソーシャルワークについて学んでいます。統計や社会学などに関する知識も身に付けられる点が魅力的で、現地の刑務所などの見学も授業の一環としてあり、貴重な機会

を得ています。また、同じ専攻の学生たちと話していると、自ずと日本の制度や自分自身を客観視することになり、刺激的な日々を過ごしています。

異国の地での研究は大変なことの方が多いですが、少年院や刑務所の中で出会った人たちのことを思い出しては、「誰も加害者になつてほしくない」、「誰も被害に遭つてほしくない」という思いに立ち返り、研鑽を積んでいます。帰国後は、留学で得た知見を生かして、犯罪をした人への処遇や福祉的支援の充実のために尽力できればと考えています。

法務省から世界へ！



総合職職員の最近の派遣先（例）

- 大学院等
- 米 国：コーネル大学、ボストン大学、シカゴ大学、マイアミ大学、コロンビア大学、カリフォルニア大学、南イリノイ大学
- 英 国：グラスゴー大学、ケンブリッジ大学、クイーンズ大学、ロンドン大学、オックスフォード大学
- ドイツ：ジーゲン大学、オストフアリア応用科学大学

- 海外勤務
- 大 使 館：在スウェーデン日本国大使館、在カナダ日本国大使館、在ベトナム日本国大使館
- 国際連合：薬物・犯罪事務所（オーストリア）、薬物・犯罪事務所東南アジア大洋州地域事務所（タイ）
- そ の 他：ベトナム社会主義共和国（司法省等）

渡邊 恵 Watanabe Megumi

長期在外研究員（カリフォルニア大学バークレー校）
（平成29年入省・行政）

- 平成29年4月 法務省保護局総務課
- 平成30年4月 新潟保護観察所保護観察官
- 平成31年4月 法務省大臣官房秘書課
- 令和2年4月 法務省人権擁護局総務課
- 令和4年10月 法務省保護局更生保護振興課係長
- 令和5年7月 現職

Profile.



学生、母としての米国大学院生活

令和5年7月から、人事院長期在外研究員制度を利用して米国の大学院で学んでいます。1年目は、コーネル大学ロースクールで米国の基本法や連邦制度、ニューヨーク州の刑事司法政策について学び、2年目の現在は、カリフォルニア大学バークレー校公共政策大学院に入学し、公務員に求められるマネジメント及びリーダーシップスキルや、政策効果を客観的に分析・評価するためのデータサイエンス等を学んでいます。

米国では、連邦制度の下で各州がその文化や風土に応じて独自の刑事司法制度や政策を実施していることに関心を持ち、米国での研究を希望しました。私は幸運にも、東海岸と西海岸の全く傾向の異

なる大学院で学ぶチャンスを得られたので、日々、常に新しい発見があります。地元の警察や治安対策に従事する職員の講演やセミナー等、授業外で実務家と触れ合う機会も多く、理論と実務双方の理解を深めることができます。多くの興味深い刑事司法政策を学び、行政官として日本での導入可能性を探りたいと思います。

私は昨年、当時3歳の息子と生後4か月の娘を連れて渡米しました。慣れない環境での研究、育児、家事は想像以上に大変で制約も多いですが、子どもたちの存在は、研究生活に彩りを与え、大きな原動力になっています。

森川 武嗣 Morikawa Takeshi

在カナダ日本国大使館一等書記官
（平成17年入省・法律）

- 平成17年4月 法務省保護局観察課
- 平成21年4月 厚生労働省職業安定局特定求職者雇用対策専門官
- 平成23年4月 福岡保護観察所北九州支部保護観察官
- 平成31年4月 法務総合研究所国際連合研修協力部教官
- 令和3年4月 法務省大臣官房国際課補佐官
- 令和6年4月 現職

Profile.



外交官の役割

令和6年4月から在カナダ日本大使館で勤務し、カナダの国内政治に関する情報収集や連邦議会関係者との関係構築などに当たっています。

着任当初、外交官として初めて勤務する私に、大使から「外交とは何か」について示唆がありました。それは、食料自給率が低く資源にも恵まれていない日本にとって、外国と良好な関係を築くことは生命線ともいえるもので、その関係構築のために欠かせないのが外交である、というものでした。これには「なるほど」と思うと同時に、法務省職員として意識してきた「国民の安心・安全を支える」というアプローチとはまた異なるアプローチで、国益に直結す

る役割を果たすことができることへの喜びと、同時に、これに携わる責任を強く感じました。

日本とカナダは、既に貿易など多岐にわたる分野で双方に重要なパートナーであることは疑いようがありませんが、日加関係のさらなる強化に貢献できるよう、今後も自身の役割をしっかりと果たしていきたいと思っています。

また、カナダは、特に犯罪者処遇の分野において数々の先進的な取組が行われてきた国でもあります。出向者として、法務省に関連する分野でも引き続き学びを得ていきたいと思っています。

Work Life Balance



「アット・ホーム」な職業生活の実現

法務省では、すべての職員が生き生きと働くことのできる職場を目指し、独自の行動計画（「アット・ホームプランープラス ONE」）を策定し、女性の職業生活における活躍やワークライフバランスの推進に取り組んでいます。

年次休暇の取得促進

ワークライフバランスの推進のため、年次休暇の取得促進に取り組んでいます。「年次休暇を当たり前取得できる職場」という意識を醸成し、職員のリフレッシュや職員自身のブラッシュアップのための時間の確保を後押ししています。



【法務省全体（外局を含む。）における年次休暇平均取得日数】

女性職員の採用拡大

法務省は、国家公務員採用総合職試験からの女性の採用割合が高く、多くの女性職員が活躍する職場です。

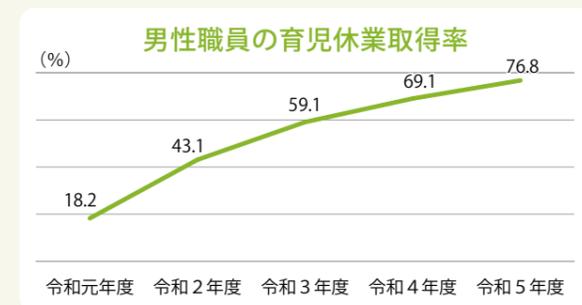
法務省（外局を除く。）	54.8%
国家公務員全体	35.7%
政府の数値目標	35%

【国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性割合（R6.4.1時点）】

育児をしながら活躍できる職場環境の整備

○男性職員の育児参画の促進－ホーム・イクボス－

男性職員が気兼ねなく育児休業等の制度を利用できる職場作りを目指し、全ての管理職員が参加するグループ（ホーム・イクボス）ごとに育児制度の勉強会を実施するなど、意識の醸成に向けた取組を行っています。



【法務省全体（外局を含む。）における男性職員の育児休業取得率】

○育児休業から復帰する職員への支援－子育てメンター制－

育児休業から復帰する職員の職場復帰に係る不安を解消するため、育児休業経験者をメンターとし、育児休業中等の職員をメンティーとする「子育てメンター制」を導入しています。

働く時間と場所の柔軟化

働く時間と場所にとらわれない働き方を実現するため、各種制度の活用促進に取り組んでいます。

テレワーク

早出・遅出勤務

フレックスタイム制

（※）「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプランープラス ONE）」



Profile.

小林 沙季 Kobayashi Saki

東京法務局後見登録課 第五係長
（平成29年入省・法律）

平成29年4月 法務省民事局商事課
平成30年4月 札幌法務局
令和2年4月 法務省大臣官房秘書課
令和3年4月 文化庁宗務課 法規係長
令和4年4月 東京法務局後見登録課 第八係長
令和6年10月 現職

子供にも仕事にも全力で向き合う

現在、早出勤務と休憩時間の短縮制度を利用して通常の定時よりも早く退庁し、子の保育園のお迎えに行っています。勤務開始時間が早いですが、日中よりバタバタしない分、集中して仕事に取り組むことができています。

急な子供の体調不良や園の行事で仕事を休むこともありますが、職場の上司や同僚の理解と協力のおかげで、毎日楽しく勤務が続けられています。また、子供がどれだけ大きくなったかを同僚に話す

こともあり、職場の先輩ママには公私ともに相談に乗ってもらったり、アドバイスをもらったりしています。

子育てと仕事の両立に悩むこともありますが、「この仕事が好き」という気持ちで、子育てをしながら仕事を続けることができます。

今後も仕事を通じて得られる経験や社会とのつながりを大切にしながら、私も子供も、家族で成長していきたいと思っています。

Profile.

林 光一 Hayashi Kouichi

法務省保護局総務課係長
（平成26年入省・人間科学）

平成26年4月 福島保護観察所福島自立更生促進センター
平成29年4月 法務総合研究所研究官補
平成31年4月 法務省保護局総務課主任
令和3年4月 出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室係長
令和5年4月 法務省保護局観察課係長
令和6年4月 現職



理想の「両立」を模索しながら

5歳と1歳の子どもの育児をしながら、働いています。

現在は、保育園の送迎や急な体調不良への対応等のため、早出勤務やテレワークを活用しているほか、少しでも早く退庁して、妻とともに夜のルーティンを開き抜くために、日頃から効率を意識して業務に取り組むよう心掛けています。

育児と仕事のバランスに正解はなく、両立に悩み、葛藤する場面もありますが、自分なりの理想の「両立」を模索しながら、今この

時期にしかできない育児を楽しんでいます。

また、まがりなりにもなんとか両立できているのは、ひとえに理解ある上司や同僚の支えによるものと感じています。今はそのような環境に感謝しつつ、自分が支える側に回った際には、各人が望むワークライフバランスを実現できるような職場作りには貢献したいと思っています。

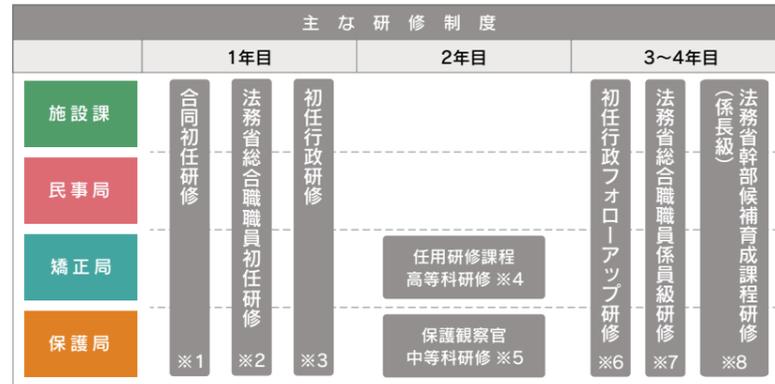
職員の育成・支援

充実した研修制度

法務省では、新規採用職員の職務遂行能力の向上のための様々な研修プログラムを用意しています。主な研修は図のとおりです。

このほか、係長級研修や課長補佐級研修など、役割に応じて必要となる能力を身に付けるための研修プログラムも実施されています。

- ※1 全府省庁の総合職新規採用職員を対象とした合同研修
- ※2 法務省に採用された職員を対象とした研修
- ※3 全府省庁の総合職新規採用職員を対象とした、地方自治体等及び介護施設等での現場体験を含めた研修
- ※4 矯正施設の上級幹部職員として必要な知識及び技能を習得及び向上させることを目的とした研修
- ※5 新任の保護観察官を対象とした、職務の遂行に必要な更生保護関係法令、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的とした研修
- ※6 全府省庁の採用3年目の職員を対象とした研修
- ※7 採用4年目の職員を対象とした、採用組織の枠にとられない幅広い視野を持たせることを目的とした研修
- ※8 本省係長級職員を対象として、管理職員に求められる政策の企画立案能力及び所管行政に係る専門性の向上などを目的とした研修（聴講）



待遇・福利厚生制度

○入省後の待遇 ※令和7年4月1日時点

給与 初任給

- ・法務省本省、保護観察所等（行政職俸給表（一）適用）
大卒：230,000円＋地域手当等（参考 法務省本省勤務の場合 284,800円）
院卒：244,800円＋地域手当等（参考 法務省本省勤務の場合 302,560円）
- ・少年鑑別所等（公安職俸給表（二）適用）
大卒：264,000円＋地域手当等（参考 東京少年鑑別所勤務の場合 316,800円）
院卒：279,300円＋地域手当等（参考 東京少年鑑別所勤務の場合 335,160円）



各種手当

扶養手当、住居手当（最高28,000円）、
通勤手当（1ヶ月あたり最高150,000円）、
超過勤務手当 など

期末・勤勉手当（ボーナス）

1年間に俸給・地域手当等の4.6ヶ月分を支給
※支給額は勤務成績等により異なります。

勤務時間

原則として1日7時間45分
完全週休2日制

休暇

年次有給休暇20日（新規採用職員（4月1日採用）の場合、採用年は15日）、
介護休暇、病気休暇、特別休暇（夏季休暇3日間、結婚休暇5日間等） など

○福利厚生制度

共済組合

法務省には、法務省共済組合と刑務共済組合（矯正施設勤務者）があり、職員の福利厚生の充実を図るための制度が整備されています。

- ・短期給付事業：組合員等の病気、負傷、出産等の医療給付
- ・長期給付事業：退職後の生活の安定のための各種給付
- ・福祉事業：健康診断や人間ドックの助成、特定健康診査・特定保健指導の実施 など

官舎

本省・地方機関ともに、通勤可能圏内に独身用宿舎や世帯用宿舎が用意されています。

レクリエーション

部局ごとにさまざまなクラブ（野球、フットサル、武道、絵画など）が自発的に設立され、活動しています。それぞれのライフスタイルに応じて、休憩時間や休日を利用して参加でき、年齢・役職を問わず、多くの職員同士が親睦を深めています。



キャリアメンター制度による支援

法務省では、新規採用職員などの勤務経験の少ない後輩職員（メンティー）に対して、先輩職員（メンター）がこれまでの経験や知識に基づきアドバイスを行うキャリアメンター制度を導入しています。

周囲の人間関係や仕事への取り組み方、キャリア形成などの悩みについて、メンターがマンツーマンで話を聴いてサポートします。



メンター (写真右側)

小山 幸洋

Oyama Yukihiko

法務省大臣官房施設課総合設計担当 統括施設設計官
(平成25年入省・工学)

平成25年4月 法務省大臣官房施設課総合設計担当 法務技官
平成28年4月 法務省大臣官房秘書課政策評価企画室政策評価係員
平成30年4月 法務省矯正局総務課施設係 主任
令和2年4月 法務省大臣官房施設課収容施設企画第一係長
令和4年4月 現職

メンタリングを通じて、仕事内容、悩み（あればですが）等を聞くようにしています。メンタリングでは、上下関係を意識させないような雰囲気、まずは相手の話を聞き、考えや状況を理解することで、よき相談相手になれるよう努めています。また、業務上の課題に対しては、解決方法の「指示」と受け取られないように配慮し、「助言」として活用できるような個人の経験や事例を伝えるようにしています。本制度は、メンティーの支援を目的としたものですが、同時に、メンターにとっても、若手職員の生の声を聞くことができる、貴重な機会となっています。

メンティー (写真左側)

中島 一成

Nakashima Kazunari

法務省大臣官房施設課総合計画担当 法務技官
(令和6年入省・工学)

令和6年4月 現職

入省後、新しい環境下での生活や初めて取り組む業務に、悩みや不安を抱えることがありました。そんな中、メンターとの相談の場面では、キャリア目標形成の支援から業務以外の話にわたり、些細なことであっても、自分と同じ目線に立って話を聞いていただきました。メンター御自身の経験を踏まえた助言は説得力があり、困ったときに頼りになる存在となっている上、業務に対しても目標を持って取り組むことができるようになりました。このように、自分と似たキャリアパスを持つ先輩職員とのメンタリングは、自分にとって貴重な機会となっています。

1 年目職員の紹介

施設課

小倉 零韻

Ogura Reun

法務省大臣官房施設課
法務技官（建築計画担当）
（令和6年入省・工学）



学生時代に学んできた建築学の知識を、受刑者の社会復帰に資する矯正施設の整備のため活用できることに魅力を感じ、施設課を志望し、実際、採用された後も、忙しくも誇りを持って業務に取り組んでいます。

現在は、矯正施設の計画に関する業務に携わっています。施設職員にとって使いやすく、また地域と共存し、近隣にも安心感を与えるような施設づくりを目標に、計画した施設を少しずつ形にすべく事業者などとのやりとりを通して各種調整業務に取り組んでいます。

また、私には仕事で分からないことを気軽に相談できる先輩や同期がおり、同期とは休日も遊びに行くなど、気分転換も忘れないようにしています。今後は、そのような大切な仲間と共に、建物の一生に向き合い、SDGsの達成にも寄与するような難しい業務にも積極的に取り組んでいきたいと思っています。

矯正局

佐藤 麻帆

Sato Maho

法務省矯正局成人矯正課
処遇第一係員
（令和6年入省・法律）



犯罪の背景には、社会的困難を抱えながらも周囲からの支援を得られずにいた人々がいることを知り、罪を犯して刑事施設に収容された者の立ち直りに関する制度設計を通じて、社会における生き辛さを減らしていきたいと思い、矯正局を志望しました。

現在は、局内や外部機関からの被收容者やその処遇に関する照会の窓口業務及び矯正管区や施設からの訴訟等に関する報告の取りまとめ業務を主に担当しています。業務を通して、矯正処遇の前提となる規律秩序の保たれた施設運営の在り方を学べることに、意義とやりがいを感じています。

今後は、俯瞰的視点をもって考え人に寄り添って行動できる行政官を目指し、多様な業務を真摯に取り組んでいきたいです。

保護局

益子 裕真

Mashiko Yuma

法務省保護局更生保護振興課
地域活動推進係員
（令和6年入省・法律）



大学のゼミにて、罪を犯した人には本人の資質の他にも、家庭や就労の環境など社会的問題を多く抱えていることを学び、そういった問題によって再犯に及んでしまう人を減らしたいと思い保護局を志望しました。

現在は、主に“社会を明るくする運動”に関する業務に携わり、省内及び省外での広報イベントの企画運営や、小中学生向けの作文コンテストの運営業務を担当しており、省内だけでなく民間企業との折衝や調整に従事しております。

今はまだ力不足を感じることも多いですが、保護観察所での勤務や他省庁への出向を通じて様々な知識・経験を積んでいき、保護観察対象者の立ち直りを支え、そして新たな被害者を生まない社会の実現に向け尽力していきたいと思っています。

新たに法務省に加わった1年目職員のうち6名が、志望動機や将来の目標について語ります。

民事局

中村 玲温

Nakamura Reon

法務省民事局商事課
商業法人登記第一係員
（令和6年入省・法律）



民法などの民事基本法制の整備を通して、国民の権利と財産を守る仕事にやりがいを感じたこと、また、訴訟や人権擁護施策も担うなど幅広いフィールドで仕事ができることなどの理由から民事局・人権擁護局・訟務局を志望しました。

私の業務内容は、商業・法人登記制度に係る各種照会対応や電話対応、広報用ポスターの調達などがメインです。入省1年目から様々な業務に携わらせていただき、特に私が担当したポスターが全国に張り出された時は喜びもひとしおでした。

現在は上司や先輩方のお力をお借りすることが多いですが、今後は、法務局への出向を通して実務の理解をより一層深め、現場目線を取り入れた視野の広い制度設計ができる行政官を目指します。

矯正局

金子 健一郎

Kaneko Kenichiro

東京少年鑑別所法務技官
（令和6年入省・人間科学）



生きづらさを抱え社会から離脱して罪を犯してしまう人々が、二度と被害者を生み出さないためにできることを教育や心理の枠組みから模索したいと思い、矯正局を志望しました。

現在は少年鑑別所に勤め、日夜非行少年を適切な処遇につなげられるよう面接や心理検査等を行い、少年を多面的に見立てています。業務では特に、少年の成長を目の当たりにした際にやりがいを感じます。

今後は拘禁刑の本格的な運用に伴い、個々の特性に応じた働き掛けが重要視されていき、法務技官としての活躍の場がますます拡大していくことと思います。変化の波に飲み込まれることなく、社会から求められていることに十分に答えられるよう、常に広い視野を持って柔軟に業務に取り組んでいきます。

保護局

古門 華子

Furukado Kako

名古屋保護観察所保護観察官
（令和6年入省・人間科学）



罪を犯した人だけでなく、その家族や雇用者、地域社会など、彼らを取り巻く人々や社会にもアプローチしていくという職務に魅力を感じ、保護局を志望しました。

現在は、保護観察官として担当地区の保護観察と生活環境調整を行っているほか、集団での専門的処遇プログラムの実施や、薬物事犯者の引受人や家族等を対象とした講習会等の運営を行っています。実際に処遇を行う中で、保護司をはじめ多様な立場の人と連携しながらネットワークを構築していくことの重要性を実感すると同時に楽しさも感じており、日々勉強の毎日です。

保護観察対象者の立ち直りを支援できるよう、そして安全、安心な社会づくりに貢献できるよう、今後も精進してまいります。

Question & Answer

Q. 法務省の採用形態について教えてください。

A. 法務省の所管する業務分野は、それぞれ高度に専門性を有し、かつ、分野ごとに組織が形成されているため、①大臣官房施設課、②民事局（人権擁護局及び訟務局と併せて、民事局が一括して採用しています。）、③矯正局及び④保護局が局別に採用を行っており、志望分野で採用されることが可能となっています。なお、官庁訪問においては、希望する局又は課を訪問していただきますが、複数の局を訪問していただくことも可能です。

Q. 法務省は教養区分も募集していますか？

A. 法務省では、教養区分も「事務系」として募集しており、官庁訪問（春）で受け付けています。

Q. 各局課の採用対象試験区分を教えてください。

A. 令和7年度は、民事局は事務系区分及びデジタル区分から、矯正局は事務系区分、人間科学区分及びデジタル区分から、保護局は事務系区分及び人間科学区分から、施設課は工学区分からの採用を募集しています。

なお、事務系区分とは、国家公務員採用総合職院卒者試験の試験区分のうち「行政」と、同大卒程度試験の試験区分のうち「政治・国際・人文」、「法律」、「経済」及び「教養」が該当します。人間科学区分とは、同院卒者試験及び大卒程度試験の試験区分のうち「人間科学」が該当します。デジタル区分とは、同院卒者試験及び大卒程度試験の試験区分のうち「デジタル」が該当します。工学区分とは、同院卒者試験及び大卒程度試験の試験区分のうち「工学」が該当します。

Q. 法務省ではどのような人材を求めているのですか？

A. 法務省は、相手のニーズを的確に把握するコミュニケーション能力を持ち、日々刻々と変化する社会経済情勢の中で、多様化する行政ニーズに柔軟に対応することのできる人材を求めています。なお、法務省では、人物本位の採用を行っているため、採用において年齢、新卒・既卒、出身校や出身学部等は一切影響しません。

Q. 法務省では法律の知識が重視されるのですか？

A. 法務行政には、学生時代に学んだ内容だけでは対応できない事柄も多く、入省前に有している知識も重要ですが、入省後に得る知識や経験の方がより重要になります。また、職員には、法学部出身者は多いものの、文学部、教育学部、工学部、人間科学部、経済学部、商学部、外国語学部など様々な学部出身者がいます。

Q. 仕事や研究で海外に行く機会がありますか？

A. 人事院の行政官長期在外研究員制度（2年）や行政官短期在外研究員制度（1年又は6月）等を利用して、留学又は国際機関等での研究を行うことができます。また、一等書記官や領事として在外公館で勤務する機会や国際会議への出席等で海外出張する機会もあります。

Q. 仕事と育児の両立は可能でしょうか？

A. 法務省では、「法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプランープラスONE-）」を策定し、育児休業や育児短時間勤務等の利用を促進しているほか、全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備に取り組んでいます。

また、早出遅出勤など柔軟な働き方も可能となっており、これらの制度を活用している職員もいます。

総合職員採用実績

	施設課	民事局	矯正局	保護局	合計
試験区分	工学	行政 政治・国際・人文 法律 経済 教養 人間科学 デジタル*	行政 政治・国際・人文 法律 経済 教養 人間科学 デジタル*	行政 政治・国際・人文 法律 経済 教養 人間科学	
年度					
令和6年度	2(0)	行政 1(0) 法律 4(2)	行政 1(1) 法律 5(3) 人間科学 8(5)	行政 1(0) 法律 3(0) 人間科学 6(6)	31 (17)
令和5年度	0	法律 3(0) 行政 2(1)	行政 1(1) 政治国際 1(1) 法律 3(1) 経済 1(1) 人間科学 10(5)	行政 1(0) 法律 1(1) 人間科学 5(3)	28 (14)
令和4年度	1(1)	法律 5(3)	行政 1(1) 法律 5(3) 人間科学 9(5)	法律 2(0) 人間科学 5(4)	28 (17)
令和3年度	0	法律 5(2)	法律 7(3) 人間科学 10(6)	行政 1(1) 経済 1(0) 人間科学 6(4)	30 (16)
令和2年度	0	行政 1(0) 法律 4(1)	行政 1(1) 法律 7(3) 人間科学 13(10)	行政 1(1) 法律 2(1) 人間科学 5(5)	34 (22)

※（ ）は女性で内数

※ デジタル区分は令和4年度に新設された試験区分